

3.2. 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

真庭市における平成 27 年～令和 2 年の人口及び世帯数は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

人口の男女数及び総数は年々減少傾向がみられる。世帯数は平成 29 年までは増加していたが、その後、減少傾向がみられる。

表 3.2.1-1 人口（住民基本台帳人口）及び世帯数の推移

令和 2 年：10 月末日時点、平成 27 年～令和 2 年：各年 1 月 1 日時点

市名	年	人口			世帯数
		総 数	男	女	
真庭市	平成 27 年	48,544	23,169	25,375	17,864
	平成 28 年	47,820	22,800	25,020	17,876
	平成 29 年	47,195	22,529	24,666	17,881
	平成 30 年	46,482	22,202	24,280	17,846
	平成 31 年	45,682	21,851	23,831	17,767
	令和 2 年	44,978	21,556	23,422	17,733

注 1) 2012 年 7 月 9 日に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、外国人住民についても日本人住民と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、住民基本台帳人口に加えられたため、表中では 2013 年以降外国人を含む値を使用した。

注 2) 平成 25 年度以降から「住民基本台帳年報の集計基準日」が変更となっている（毎年 3 月 31 日時点から毎年 1 月 1 日時点に変更）。出典：「市区町村住民基本台帳人口」（令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-58070.html>）

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

真庭市における平成 27 年の産業別就業者数は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。真庭市は第三次産業の占める割合が高く、その中でも「医療、福祉」と「卸売業、小売業」が高くなっている。

表 3.2.1-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

部 門	大分類	真庭市	
		(人)	(%)
第 1 次産業	農業	2,974	13.0
	林業	243	1.1
	漁業	10	0.0
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	33	0.1
	建設業	1,978	8.6
	製造業	4,264	18.6
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	39	0.2
	情報通信業	90	0.4
	運輸業、郵便業	861	3.8
	卸売業、小売業	2,978	13.0
	金融業、保険業	239	1.0
	不動産業、物品賃貸業	91	0.4
	学術研究、専門・技術サービス業	350	1.5
	宿泊業、飲食サービス業	1,147	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	809	3.5
	教育、学習支援業	974	4.2
	医療、福祉	3,238	14.1
	複合サービス事業	513	2.2
	サービス業（他に分類されないもの）	974	4.2
	公務（他に分類されるものを除く）	847	3.7
分類不能の産業		269	1.2
第 1 次産業の合計		3,227	14.2
第 2 次産業の合計		6,275	27.7
第 3 次産業の合計		13,150	58.1
総数		22,921	100.0

注 1) 統計値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「平成 27 年国勢調査」（令和 2 年 10 月閲覧、総務省統計局 HP

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.html>

(b) 生産品目、生産量及び生産額

ア. 農業

真庭市における平成 30 年の農業産出額は、表 3.2.1-3 に示すとおりである。耕種では「野菜」が、畜産では「乳用牛」が最も多くなっている。

表 3.2.1-3 農業産出額（推計）（平成 30 年）

（単位：1,000 万円）

種 別		真庭市
耕種	米	194
	麦類	0
	雑穀	1
	豆類	9
	いも類	2
	野菜	240
	果実	122
	花き	23
	工芸農作物	2
	茶	2
その他作物		4
畜産	肉用牛	95
	乳用牛	306
	生乳	267
	豚	×
	鶏	146
	鶏卵	129
	プロイラー	18
その他畜産物		×
加工農産物		-
合 計		1,149

注 1)「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「×」は非公表のものを示す。

注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「平成 30 年 市町村別生産農業産出額（推計）」（令和 2 年 10 月閲覧、農林水産省 HP
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html）

イ. 林業

真庭市における平成 27 年の所有形態別林野面積は、表 3.2.1-4 に示すとおりである。真庭市の林野面積は 65,519ha となっており、その内訳は私有林が最も多い。

表 3.2.1-4 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区 分		真庭市
合 計		65,519
国 有		6,851
民 有	小 計	58,668
	独立行政法人等	1,062
	公 有	15,731
私 有		41,875

出典：「2015 年農林業センサス」（令和 2 年 10 月閲覧、農林水産省 HP
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/top.html>）

ウ. 水産業

対象事業実施区域が位置する真庭市は、海域に面していないことから海面漁業に関する統計は整理されていない。内水面漁業に関しては、対象事業実施区域が位置する岡山県では、表 3.2.1-5 に示すとおり、令和元年度の漁獲量は 285t であった。

表 3.2.1-5 内水面漁業漁獲量（令和元年）

(単位:t)

分類	種類	漁獲量（岡山県）
魚類	さけ類	-
	からふとます	-
	さくらます	-
	その他のさけ・ます類	2
	わかさぎ	0
	あゆ	15
	しらうお	-
	こい	7
	ふな	216
	うぐい・おいかわ	3
	うなぎ	10
	はゼ類	0
貝類	しじみ	-
	その他	-
その他	えび類	4
	その他	1
合計		285

注)「0」は単位に満たないもの。「-」は事実のないもの。

出典：「令和元年漁業・養殖業生産統計 都道府県別・魚種別漁獲量」

(令和2年10月閲覧、農林水産省 HP https://www.maff.go.jp/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/)

エ. 商業

真庭市における平成 28 年の商業の状況は、表 3.2.1-6 に示すとおりである。真庭市の年間販売額は 60,758 百万円であった。

表 3.2.1-6 商業の状況（平成 28 年）

	真庭市
事業所数（事業所）	555
従業員数（人）	2,789
年間販売額（百万円）	60,758

出典：「平成 28 年経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」

(令和2年10月閲覧、経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>)

才. 工 業

真庭市における令和元年の工業の状況は、表 3.2.1-7 に示すとおりである。真庭市の製造品出荷額は 11,405,896 万円であった。

表 3.2.1-7 工業の状況（令和元年）

	真庭市
事業所数（事業所）	107
従業員数（人）	3,772
製造品出荷額（万円）	11,405,896

出典：「工業統計調査 2019 年確報 地域別統計表」

（令和 2 年 10 月閲覧、経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

真庭市の土地利用の状況について、民有地面積を参考として表 3.2.2-1 に示す。真庭市は「山林」の面積が最も多くなっている。

土地利用図は図 3.2.2-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域のほとんどが「森林」で占められており、一部に「ゴルフ場」、「田」等が分布している。

表 3.2.2-1 民有地面積（平成 30 年）

（単位：a）

市種別	真庭市	面積の割合 (%)
宅地	142,905	3.2
田	438,429	9.8
畠	223,125	5.0
山林	3,565,504	79.7
原野	103,026	2.3
総面積	4,472,989	

注) 市町村保管の土地台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、
地方税法の規定により課税の対象となる土地に関する数字であり、
国及び地方公共団体の所有地又は公用地若しくは公共用地は含まれていない。

出典：「平成 30 年 岡山県統計年報」（令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP
<https://www.pref.okayama.jp/page/567024.html>）

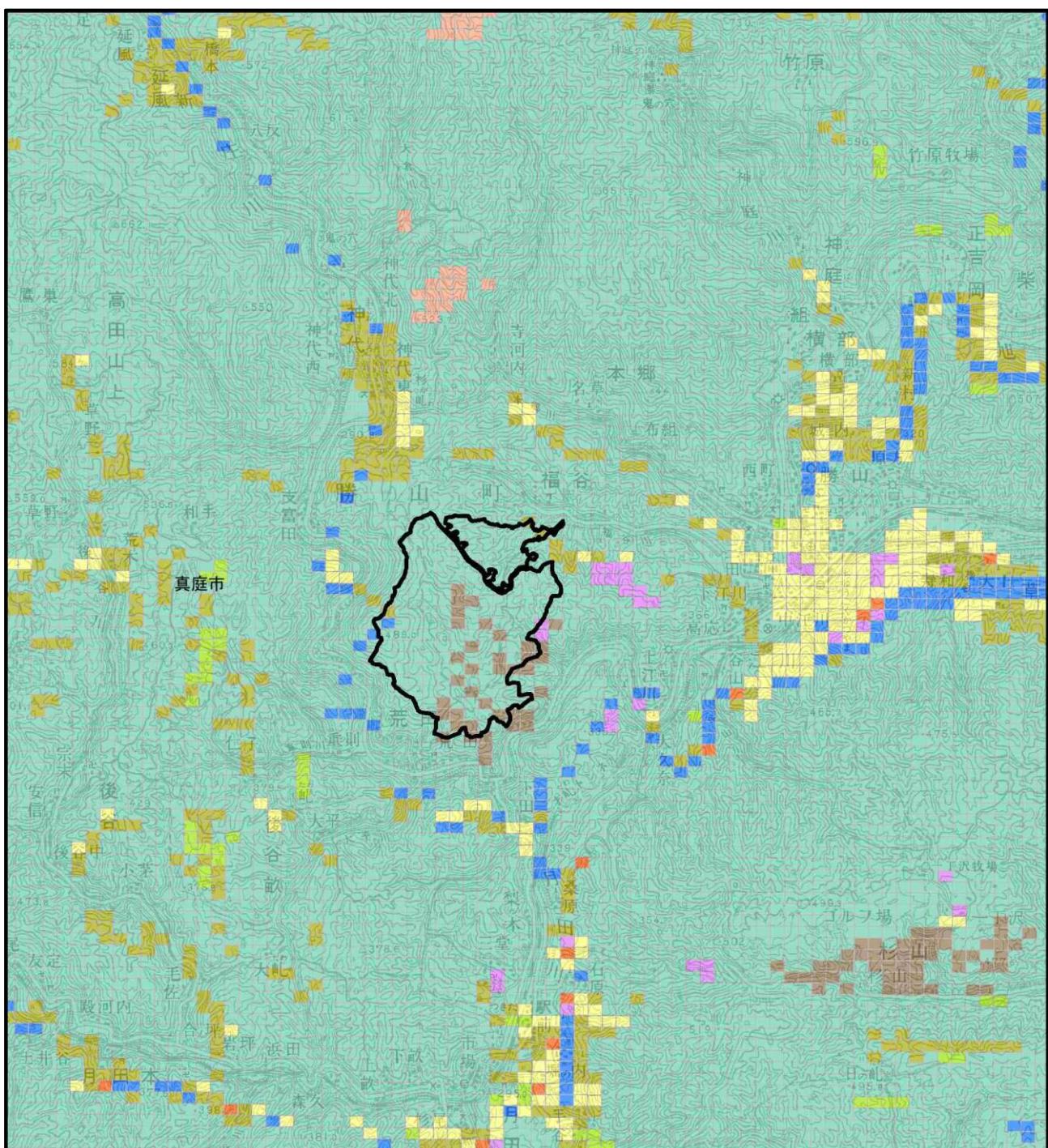
(2) 土地利用計画

(a) 都市計画法

真庭市における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の指定状況は図 3.2.2-2 に示すとおりであり、対象事業実施区域に指定区域はない。

(b) 国土利用計画法

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況は図 3.2.2-3(1)～(3) に示すとおりであり、都市地域は対象事業実施区域の東側半分、農業地域は対象事業実施区域の外縁部分、森林地域は対象事業実施区域のほぼ全域に指定されている。



凡例

- 対象事業実施区域
- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 鉄道
- その他の用地
- 河川地及び湖沼
- ゴルフ場

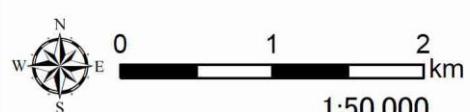
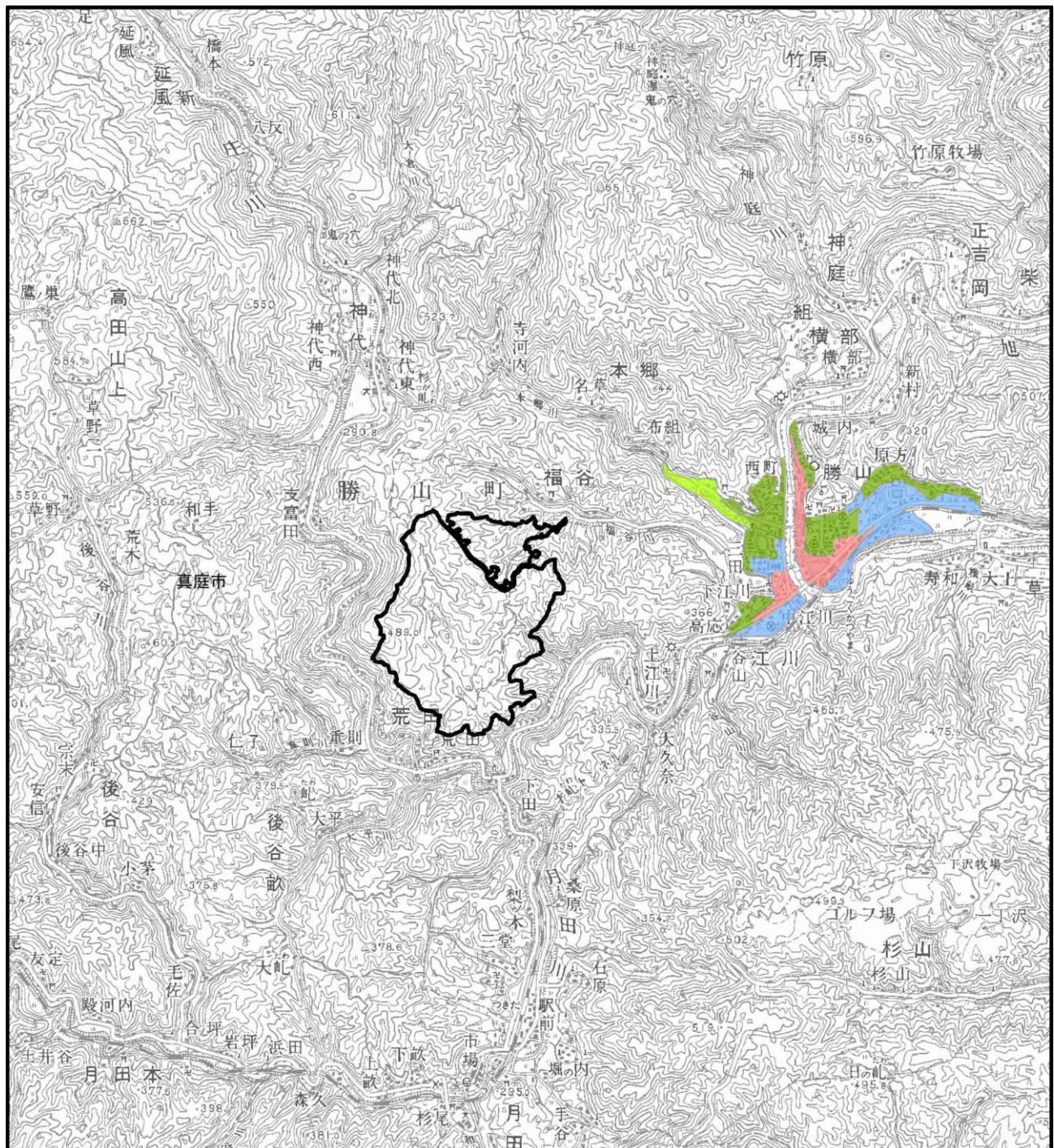


図 3.2.2-1 土地利用図

出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュ
平成 28 年」

(令和 2 年 10 月閲覧、国土交通省 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)



凡例

- 対象事業実施区域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域

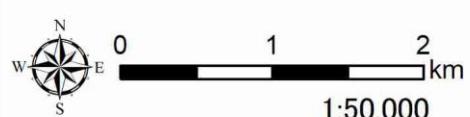
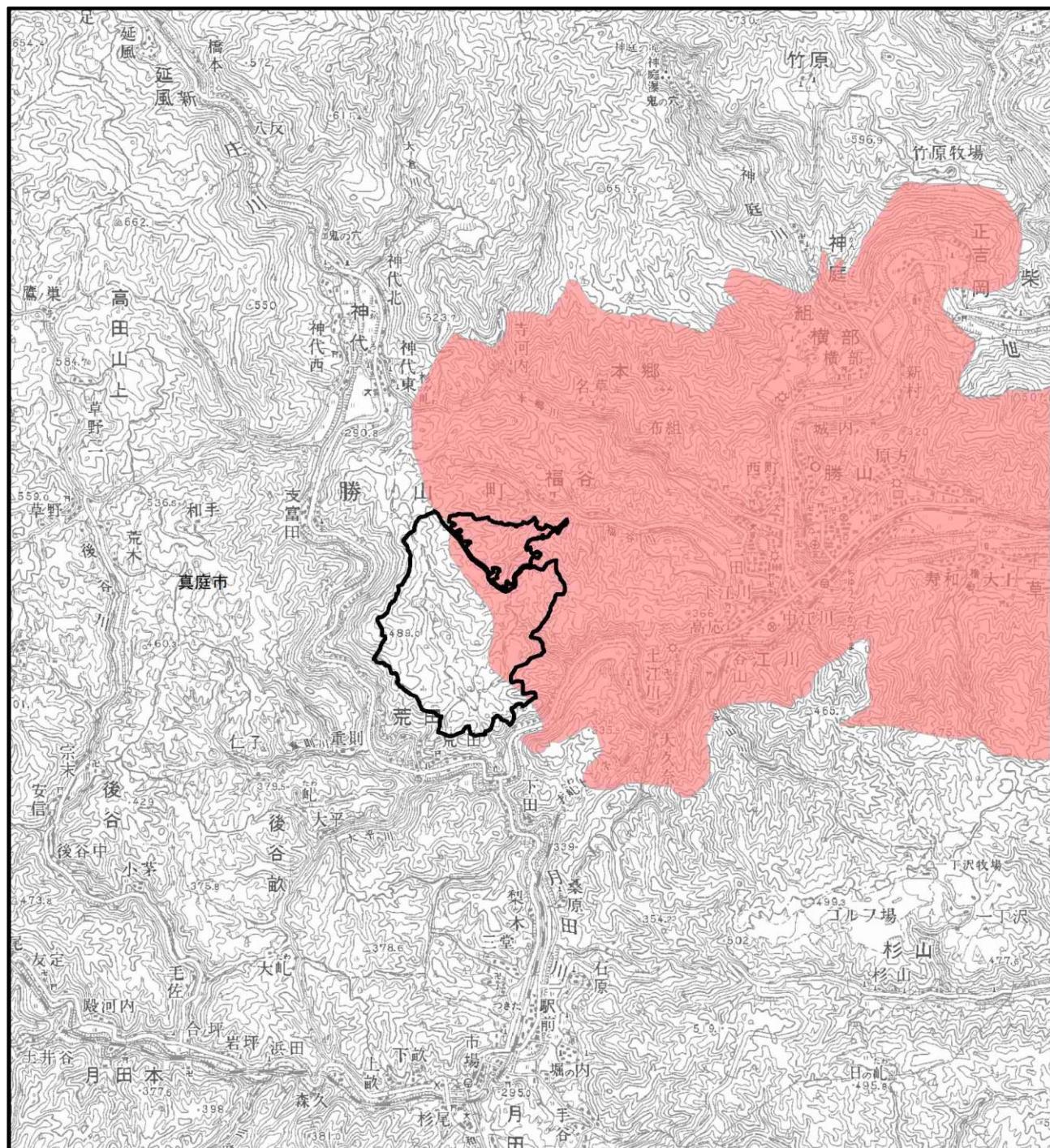


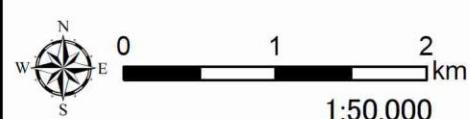
図 3.2.2-2 都市計画法に基づく
用途地域の指定状況

出典：「勝山都市計画用途地域図」（令和2年10月閲覧、真庭市HP
<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2246.html>）



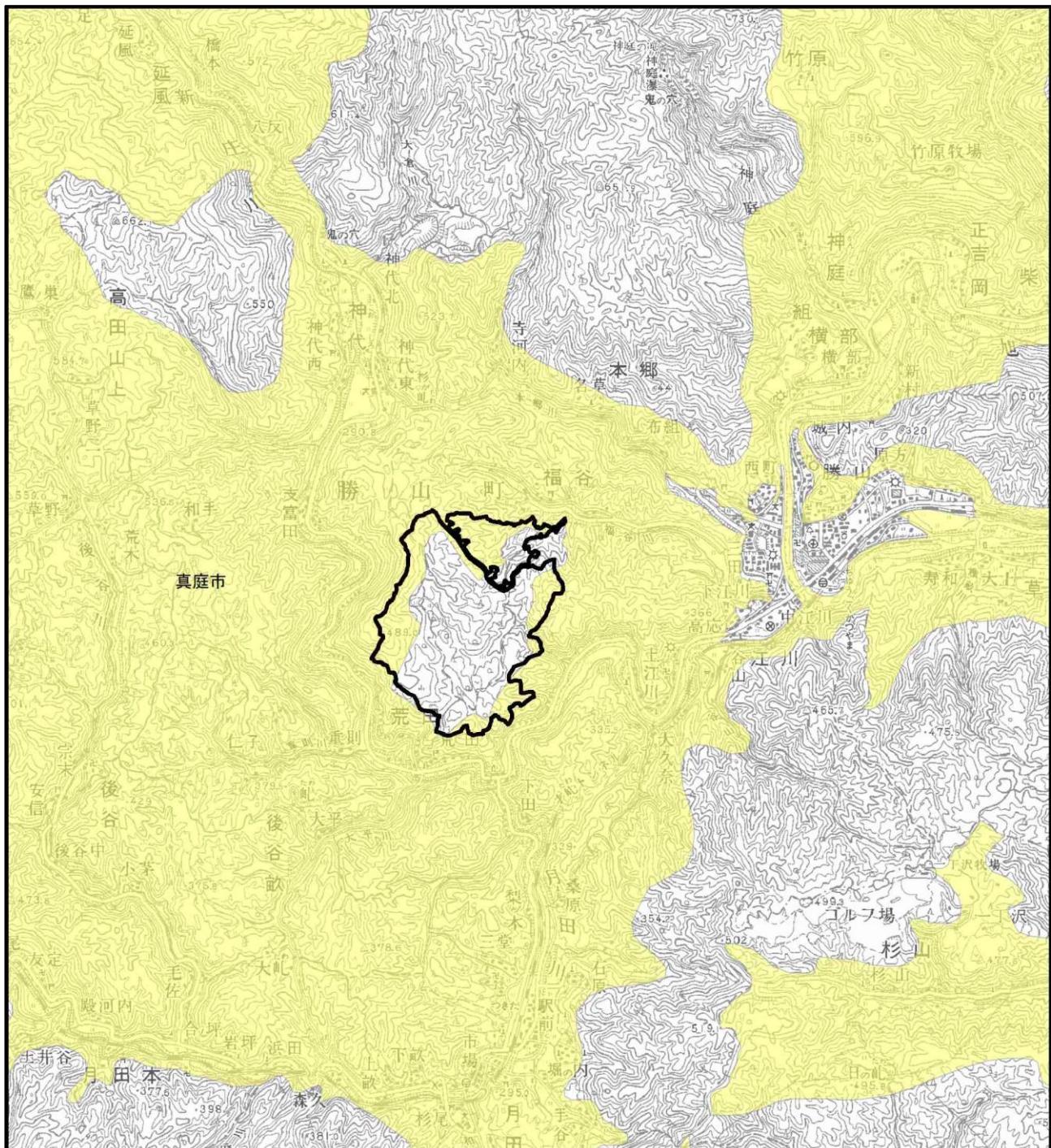
凡例

- 対象事業実施区域
- 都市地域



出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）」
 （令和2年10月閲覧、国土交通省HP <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>）
 「国土数値情報 都市地域 平成30年度」（令和2年10月閲覧、 国土交通省HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>）

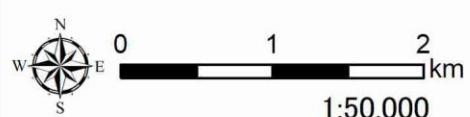
図 3.2.2-3(1) 國土利用計画法に基づく地域の指定状況（都市地域）



凡例

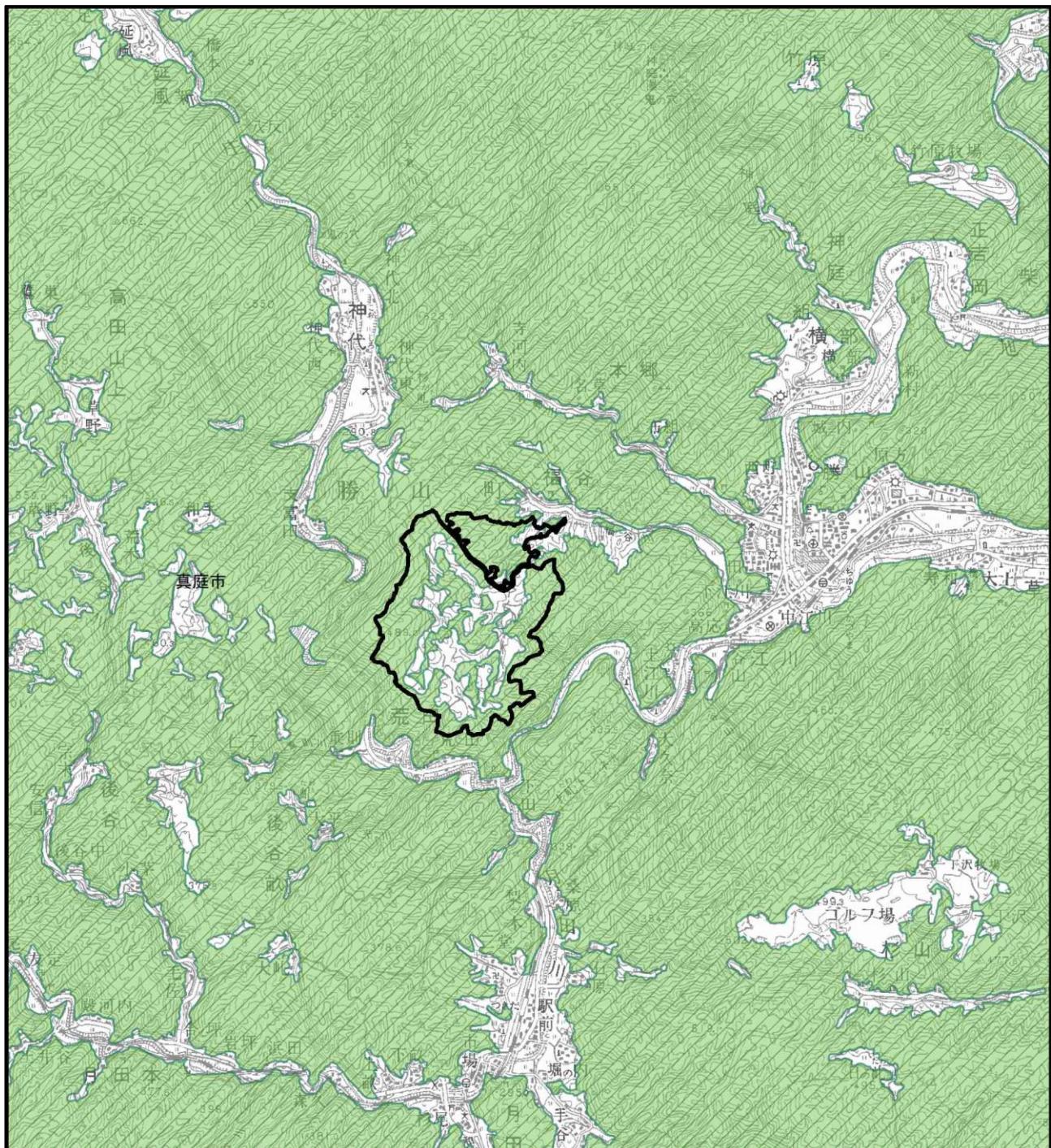
■ 対象事業実施区域

■ 農業地域



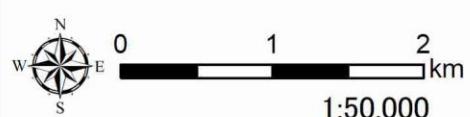
出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」
 (令和2年10月時点、国土交通省HP <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>)
 「国土数値情報 農業地域 平成27年」(令和2年10月閲覧、
 国土交通省 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmpL-A12.html>)

図 3.2.2-3(2) 國土利用計画法に基づく地域の指定状況(農業地域)



凡例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林



出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）」
 （令和2年10月時点、国土交通省HP <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>）
 「国土数値情報 森林地域 平成27年」（令和2年10月閲覧、
 国土交通省HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html>）

図 3.2.2-3(3) 國土利用計画法に基づく地域の指定状況(森林地域)

3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における上水道及び簡易水道の水源の状況は表 3.2.3-1 に、浄水場及び給水区域は図 3.2.3-1 に示すとおりである。このうち、表流水は、天津簡易水道、勝山簡易水道で利用されている。また、地下水は、真庭市上水道では江川浄水場、勝山簡易水道では月田浄水場、月田本浄水場、山上浄水場で利用されている。

表 3.2.3-1 水道水源の取水状況（令和2年3月）

上水道

水源名	浄水場名	水源種別	浄水方法の種別
真庭市上水道	城内浄水場	伏流水	緩速濾過
	江川浄水場	地下水	緩速濾過

簡易水道

水源名	浄水場名	水源種別	浄水方法の種別
天津簡易水道	天津浄水場	表流水	急速濾過
勝山簡易水道	月田浄水場	地下水	緩速濾過
	神代浄水場	湧水	緩速濾過(上向式)
	後谷畠浄水場	表流水	緩速濾過
	月田本浄水場	地下水	緩速濾過
	山上浄水場	地下水	緩速濾過

出典：「水道の水質検査情報」（令和2年10月閲覧、真庭市HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/47/2192.html>）

(2) 漁業による利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況は表 3.2.3-2 及び図 3.2.3-2 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では、旭川、新庄川、月田川（ともに一級河川）に内水面漁業の共同漁業権が設定されている。

表 3.2.3-2 漁業権設定状況（内水面）

漁業種類	免許番号	漁業の名称
第五種 共同漁業権	内共第8号	あゆ、あまご、うなぎ、こい、ふな、はえ、にじます漁業

出典：「内水面共同漁業権一覧」（令和2年10月閲覧、岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-2854.html>）

「環境アセスメントデータベース」（令和2年10月閲覧、環境省HP <https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）

(3) 工業用水道の利用状況

「工業用水道施設総覧 DATABASE」（令和2年10月閲覧、社団法人日本工業用水協会HP）によると、対象事業実施区域及びその周囲に工業用水道による取水地点は存在しない。

(4) 農業用水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における農業用ため池の状況は表 3.2.3-3 及び図 3.2.3-3 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には、9箇所の農業用ため池が存在する。

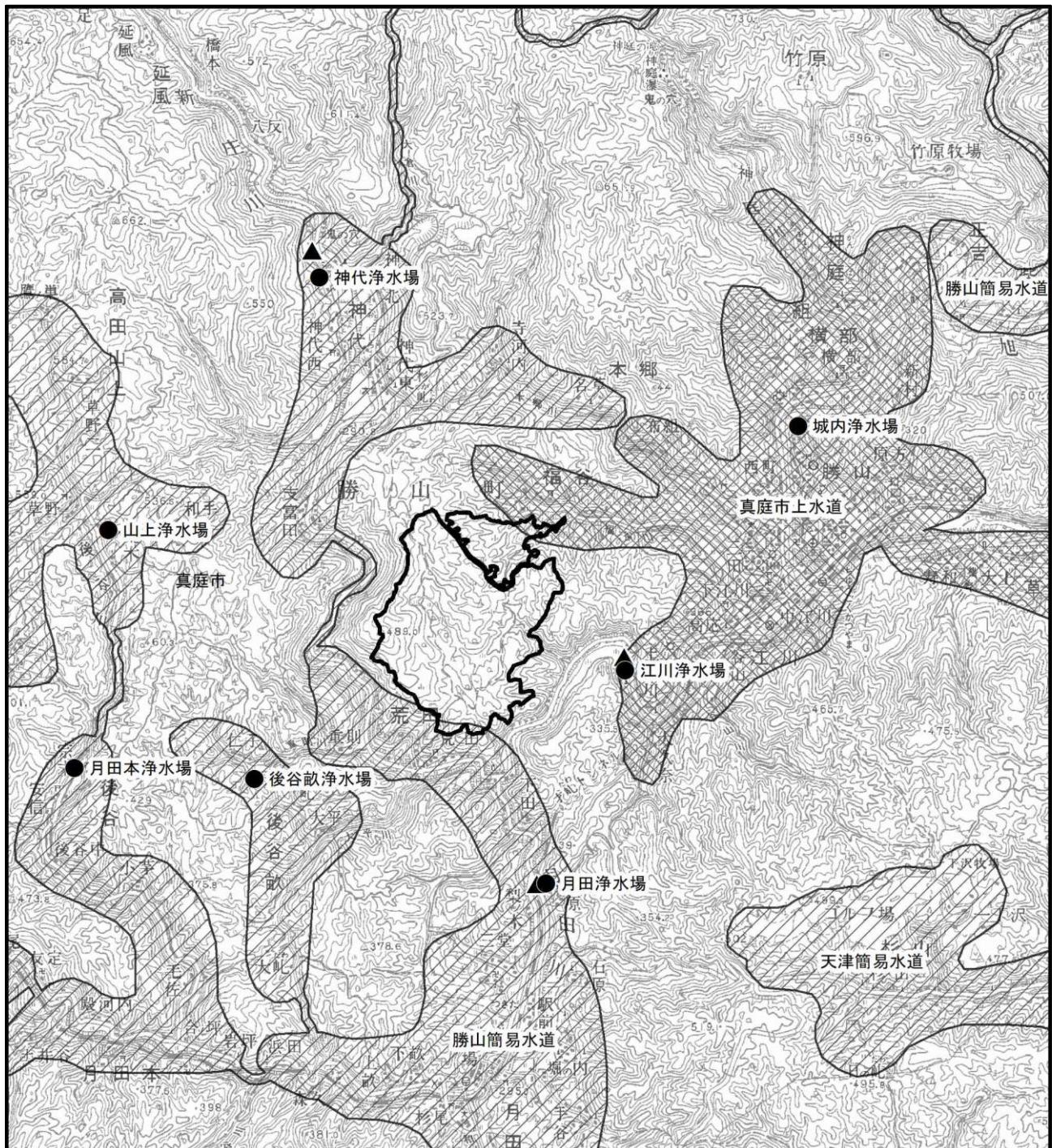
表 3.2.3-3 農業用ため池の状況

(令和2年3月31日時点)

ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千 m ³)	届出の 有無	届出年月日	防災重点 ため池の 選定状況
332141001	組池	組	6	71	6	○	2019/12/19	○
332141003	野呂池	神代	8.4	56	19			○
332141007	和田下池	月田	5.8	35	1	○	2019/12/19	
332141008	原美尾池	月田無番地	10.9	43	22	○	2019/12/19	○
332141009	車田池	月田	6	25	2	○	2019/12/19	
332141010	後谷池	後谷	3	29	1	○	2019/12/19	
332141011	尾中池	若代畠	3	29	1	○	2019/12/19	
332142018	深山池	西河内	23.3	86	184	○	2019/12/19	
332144026	梶原池	草加部	4	34	0.3	○	2019/12/19	

出典：「農業用ため池データベース 真庭データベース」(令和2年10月閲覧、岡山県HP

<https://www.pref.okayama.jp/page/639203.html>



凡例

- 対象事業実施区域
- 净水場
- ▲ 取水地点
- ▨ 上水道給水区域
- ▨ 簡易水道給水区域

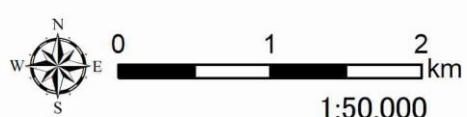
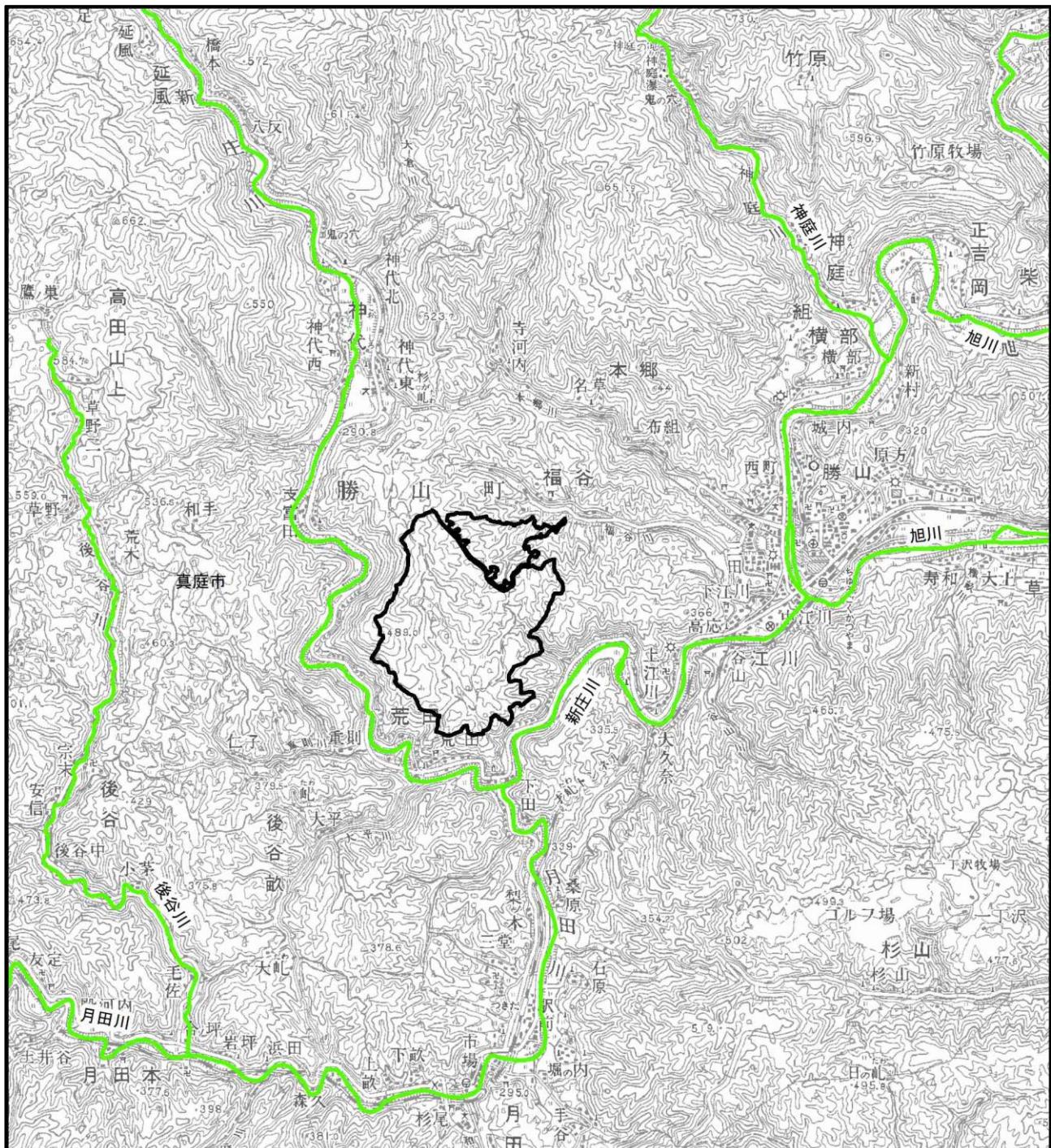


図 3.2.3-1 浄水場及び給水区域

出典：「給水区域図」（平成 31 年 4 月、真庭市建設部水道課）
※取水地点は、真庭市建設部水道課 聞き取りによる（令和 2 年 11 月）



凡例

■ 対象事業実施区域

— 内共第8号

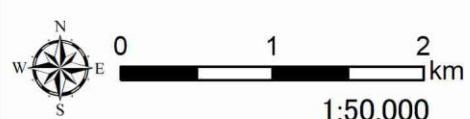
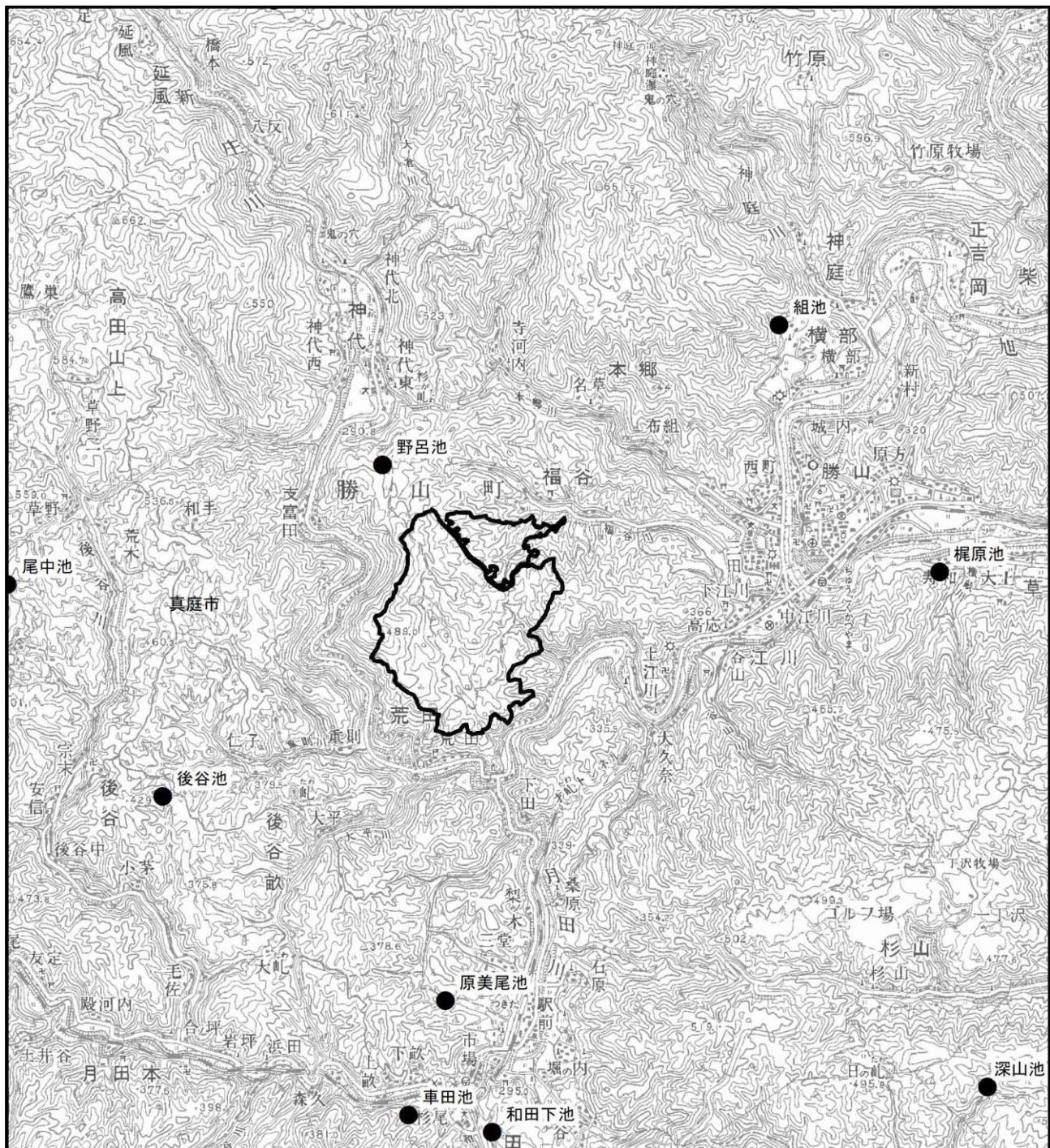


図 3.2.3-2 内水面漁業権の
設定状況

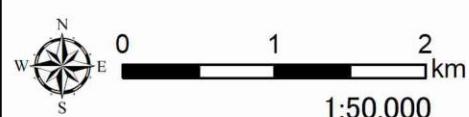
出典：「漁業権の設定区域 旭川水系」（令和2年10月閲覧、岡山県HP
<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-2854.html>）



凡例

対象事業実施区域

ため池



出典：「おかやま全県統合型 GIS (ため池マップ)」（令和2年10月閲覧、岡山県HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/PositionSelect?mid=12>）
 「オープンデータ ため池」（令和2年10月閲覧、岡山県HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/OpenDataDetail?lid=50>）

図 3.2.3-3 農業用ため池の状況

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

(a) 道路

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路及び交通量の状況は、表 3.2.4-1 及び図 3.2.4-1 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲の主な道路には、一般国道 181 号、32 号新見勝山線、321 号神代勝山線等がある。これらの路線では、国土交通省による道路交通センサス調査が実施されており、平日昼間 12 時間の交通量は、一般国道 181 号（調査単位区間番号 10900）で 5,733 台、一般国道 181 号（調査単位区間番号 10910）で 2,072 台、321 号神代勝山線（調査単位区間番号 61750）で 1,386 台であった。

表 3.2.4-1 対象事業実施区域及びその周囲の主要な交通の状況（平成 27 年度）

調査 単位 区間 番号	路線名	起点側	終点側	自動車類交通量(台)					
				平日昼間 12 時間			平日 24 時間		
				小型	大型	合計	小型	大型	合計
10900	一般国道 181 号	一般国道 313 号	新見勝山線	4,780	953	5,733	6,001	1,223	7,224
10910	一般国道 181 号	新見勝山線	神代勝山線	1,585	487	2,072	2,068	646	2,714
10920	一般国道 181 号	神代勝山線	湯原美甘線	1,698	446	2,144	2,176	590	2,766
11200	一般国道 313 号	一般国道 181 号	真庭市見尾 525 (H17 センサス 区間端)	2,859	361	3,220	3,507	518	4,025
40580	32 号新見勝山線	若代方谷停車場線	勝山栗原線	1,706	220	1,926	2,129	336	2,465
40590	32 号新見勝山線	勝山栗原線	一般国道 181 号	3,754	328	4,082	4,582	521	5,103
41980	84 号勝山栗原線	新見勝山線	一般国道 313 号	1,503	83	1,586	1,867	211	2,078
60630	201 号神庭滝線	-	一般国道 313 号	333	56	389	395	64	459
60640	202 号中国勝山停 車場線	一般国道 181 号	-	1,264	131	1,395	1,563	237	1,800
61750	321 号神代勝山線	一般国道 181 号	一般国道 313 号	1,335	51	1,386	1,659	157	1,816
62550	390 号古見月田停 車場線	西原久世線	-	1,131	22	1,153	1,348	82	1,430
63290	459 号若代神代線	新見勝山線	一般国道 181 号	115	0	115	127	1	128

注 1) 自動車類交通量は上下合計の台数。昼間 12 時間は 7 時～19 時の交通量を観測。

注 2) 起点・終点が明らかにされていない場合は「-」とする。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 岡山県」（令和 2 年 10 月閲覧、国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>）

(b) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、表 3.2.4-2 及び図 3.2.4-1 に示すとおりである。対象事業実施区域の南側を、JR 姫新線が通っている。

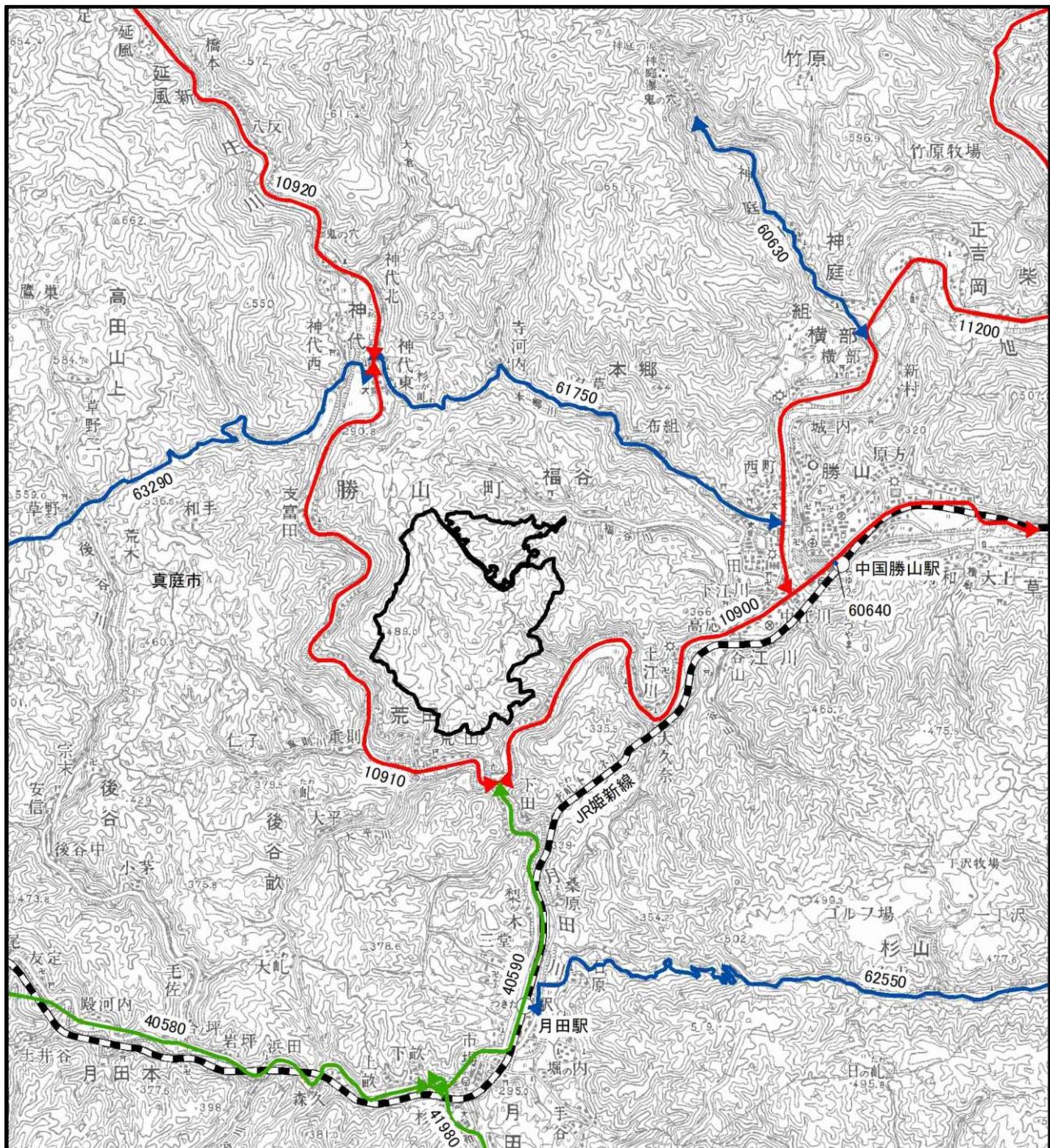
平成 30 年度の中国勝山駅の 1 日あたりの乗車人員数は 327 人、月田駅は 61 人であった。

表 3.2.4-2 対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況（平成 30 年）

会社名	路線名	駅名	乗車人員（人/日）
西日本旅客鉄道	JR 姫新線	中国勝山	327
		月田	61

出典：「平成 30 年 岡山県統計年報」

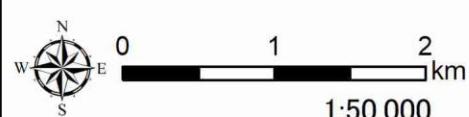
（令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/653592.html>）



凡例

- 対象事業実施区域
- ↔ 一般国道
- ↔ 一般県道
- ↔ 主要地方道
- 鉄道駅
- 鉄道

※図中の番号は表 3.2.4-1「調査単位区間番号」に対応している。



出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 岡山県」（令和 2 年 10 月閲覧、国土交通省 HP
<http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>
「国土数値情報 鉄道 平成 30 年」（令和 2 年 10 月閲覧、国土交通省 HP
http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2_3.html）

図 3.2.4-1 主要な交通の状況
 及び交通量の調査区間図

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には 12 施設存在する。

表 3.2.5-1 学校等保全についての配慮が特に必要な施設の状況

分類		名称	所在地	太陽電池等設置計画範囲までの距離
小学校		勝山小学校	真庭市本郷 1801	約 1,870m
		月田小学校	真庭市月田 5642	約 3,150m
中学校		勝山中学校	真庭市三田 190	約 1,700m
高等学校		岡山県立勝山高等学校	真庭市勝山 481	約 2,450m
認定こども園		勝山こども園	真庭市勝山 628-1	約 2,230m
保育所	認可保育所	月田保育園	真庭市月田 6842-1	約 2,660m
	認可外保育施設	医療法人美甘会勝山病院託児所 たんぽぽ	真庭市本郷 1811-2	約 1,840m
病院		ゆうあい保育園	真庭市勝山 1080	約 2,710m
		医療法人敬和会 近藤病院	真庭市勝山 1070	約 2,700m
福祉施設		医療法人 美甘会 勝山病院	真庭市本郷 1819	約 1,960m
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム神庭荘	真庭市組 370 番地 1	約 2,370m
図書館		真庭市立中央図書館	真庭市勝山 53-1	約 2,190m

出典：「令和元年度 公立学校一覧」（令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP

<https://www.pref.okayama.jp/page/629056.html>

「真庭こども ICT ネットワーク」（令和 2 年 10 月閲覧、真庭市 HP

<https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/list100.html>

「令和 2 年度保育園・幼稚園・認定こども園の入園について」（令和 2 年 10 月閲覧、真庭市 HP

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/16/2044.html>

「認可外保育施設/ベビーシッター」（令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-4540.html>

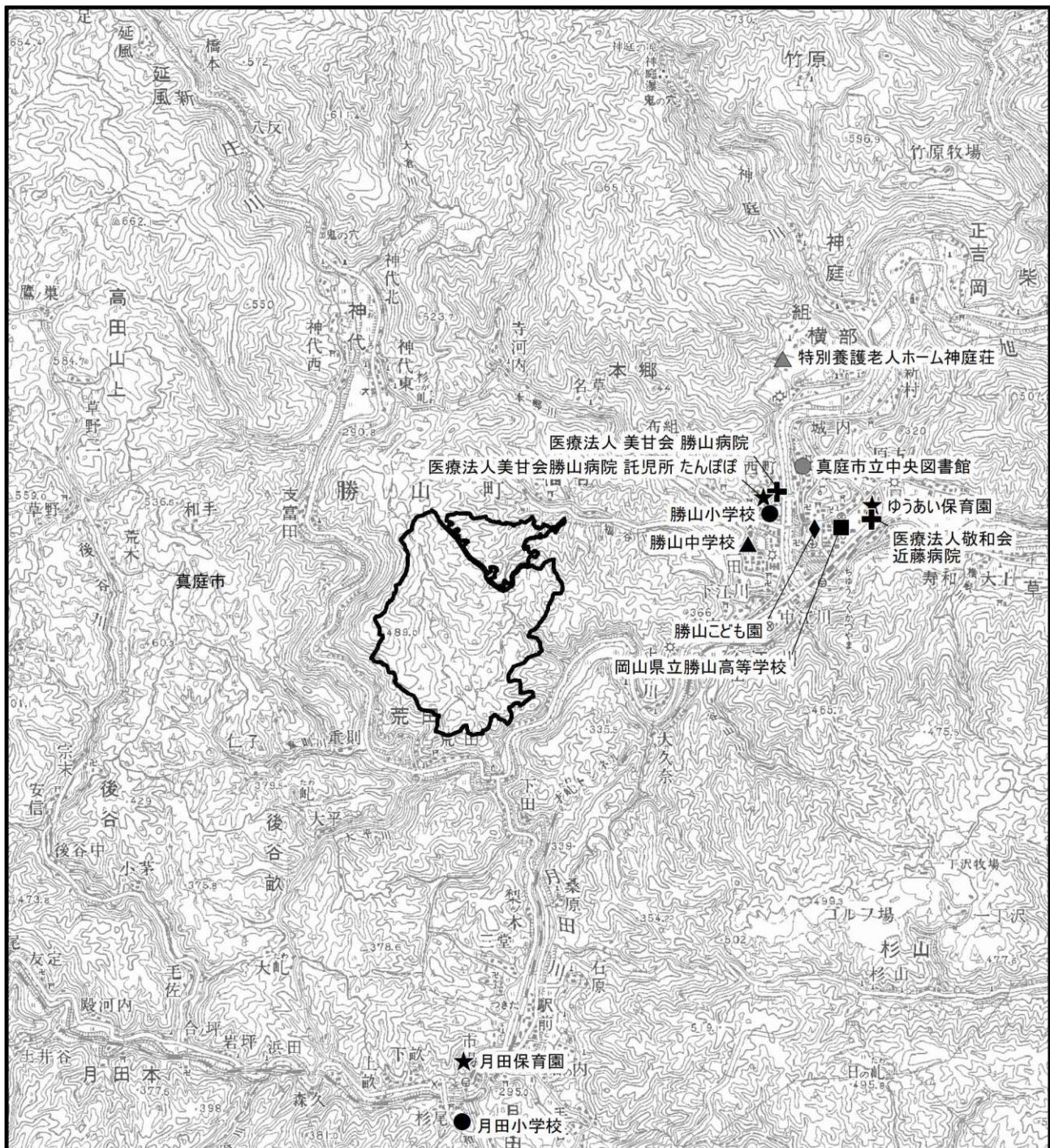
「地域医療情報システム」（令和 2 年 10 月閲覧、日本医師会 HP <http://jmap.jp/cities/detail/city/33214>）

「保健福祉施設・病院等一覧」（令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/639934.html>）

「図書館紹介」（令和 2 年 10 月閲覧、真庭市図書館 HP <https://lib.city.maniwa.lg.jp/library.html>）

(2) 住居の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲の住居の分布状況は、図 3.2.5-2 に示すとおりである。対象事業実施区域の最寄りの集落は、福谷、神代、荒田等であり、対象事業実施区域周囲では、勝山に住宅が集中しており、その他は国道 181 号等の幹線道路沿いに集落が分布している。



凡例

- 対象事業実施区域
- 小学校
- ▲ 中学校
- 高等学校
- ◆ 認定こども園
- ★ 保育所
- + 病院
- △ 福祉施設
- 図書館

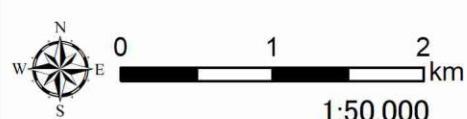
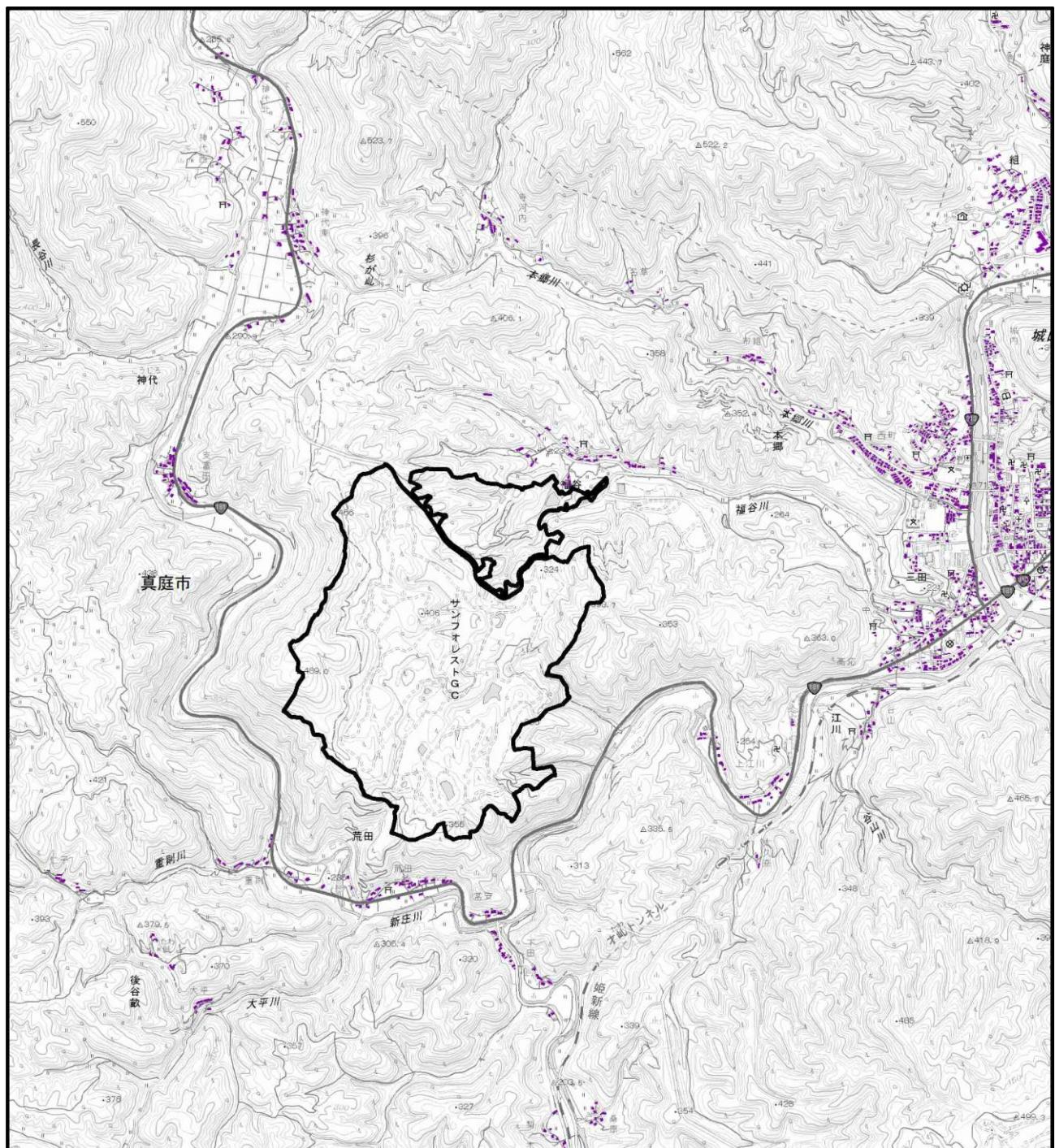


図 3.2.5-1 学校、病院その他の
環境の保全についての配慮が
特に必要な施設の配置の状況

出典：表 3.2.5-1 の出典参照



凡例

- 対象事業実施区域
- 住宅等

N
 W E S
 0 0.5 1 km
 1:30,000

図 3.2.5-2 住居の配置の状況

出典：「基盤地図情報 建築物」（令和2年10月閲覧、国土交通省HP
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>）

3.2.6 下水道の整備状況

真庭市における令和元年度末の下水道の普及状況は、表 3.2.6-1 に示すとおりである。真庭市の下水道普及率は 41.0% となっている。

表 3.2.6-1 下水道処理人口普及状況（令和元年度末）

市名	住民基本台帳人口(人) (令和2年3月31日現在)	下水道処理人口(人)	下水道普及率(%)
真庭市	44,539	18,283	41.0

出典：「公共下水道整備状況」（令和2年10月閲覧、岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-9736.html>）

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

真庭市の平成30年度の一般廃棄物処理の状況は、表 3.2.7-1 に示すとおりである。真庭市的一般廃棄物の最終処分量は 852t、リサイクル率は 30.7% となっている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって政令で定めるものの区域が指定されている。真庭市では表 3.2.7-2 に示すとおり一般廃棄物に係るものが4件が指定されているが、対象事業実施区域内には存在しない。

表 3.2.7-1 一般廃棄物処理の状況（平成30年度）

市町名	処理量合計(t)	直接焼却量(t)	リサイクル率(%)	最終処分量(t)
真庭市	13,569	10,937	30.7	852

注)リサイクル率(%) : ([資源化量合計+集団回収量]/[ごみ処理量+集団回収量])

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成30年度調査結果」（令和2年10月閲覧、環境省HP https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html）

表 3.2.7-2 廃棄物処理法に基づく指定区域（一般廃棄物に係るもの）

整理番号	指定年月日	区域の所在地
I 20	平成19年4月3日	真庭市後谷字ドウラク一九八一番二、同字後畠一九八二番二、同字畠向一九八三番四の一部、一九八三番五、同字後畠一九八六番二、同字チシリ畠一九八八番二、同字後畠一九八九番三
I 21		真庭市余野下字ススキ原一七七番、一八〇番
I 22		真庭市目木字細シー三九三番一、一三九四番
I 33	平成27年8月14日	真庭市小童谷字大沼二番一の一部

出典「廃棄物処理法に基づく指定区域について」（令和2年10月閲覧、岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/553046.html>）

(2) 産業廃棄物

岡山県の平成30年度の産業廃棄物の状況は、表 3.2.7-3 に示すとおりである。岡山県の最終処分量は 305 千 t となっている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって政令で定めるものの区域が指定されているが、真庭市には指定されている区域はない。

表 3.2.7-3 岡山県の産業廃棄物処理の状況（平成30年度）

（単位：千t/年）

発生量	有償物量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	排出量
6,291	599	5,691	3,593	2,098	2,267

自己最終処分量	委託処理量	再生利用量	最終処分量	その他量	資源化量
1	2,266	2,606	305	0	3,206

出典「岡山県の廃棄物の状況と対策」（令和2年10月閲覧、岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-38434.html>）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準

ア. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法 第16条」(平成5年法律第91号(平成5年11月19日公布)、最終改正平成30年法律第50号(平成30年6月13日公布))に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-1に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2.8-2に、微小粒子状物質については表3.2.8-3に示す基準がそれぞれ定められている。

表3.2.8-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正平成8年環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正平成8年環境庁告示第74号)

表3.2.8-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正平成30年環境省告示第100号)

表 3.2.8-3 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

イ. 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法 第 16 条」（平成 5 年法律第 91 号（平成 5 年 11 月 19 日公布）、最終改正平成 30 年法律第 50 号（平成 30 年 6 月 13 日公布））に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号（平成 10 年 9 月 30 日公布）、最終改正平成 24 年環境省告示第 54 号（平成 24 年 3 月 30 日公布））に定められている。

「騒音に係る環境基準」は、表 3.2.8-4 及び表 3.2.8-5 に示すとおりである。環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、県知事（真庭市長）が指定する。対象事業実施区域及びその周囲では、図 3.2.8-1 に示すとおりである。対象事業実施区域内に指定はない。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとなってい

表 3.2.8-4 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
AA	50dB 以下 (LAeq)	40dB 以下 (LAeq)
A	55dB 以下 (LAeq)	45dB 以下 (LAeq)
B		
C	60dB 以下 (LAeq)	50dB 以下 (LAeq)

注 1) AA 類型：なし

注 2) A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域

注 3) B 類型：第 1 種・第 2 種住居地域

注 4) C 類型：近隣商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境省告示第 64 号、最終改正平成 24 年環境省告示第 54 号）

「騒音・振動規制のあらまし」（令和 2 年、岡山県）

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 3.2.8-5 に示す基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2.8-5 自動車交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下 (LAeq)	55dB 以下 (LAeq)
B 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下 (LAeq)	60dB 以下 (LAeq)

備考）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境省告示第 64 号、最終改正平成 24 年環境省告示第 54 号）

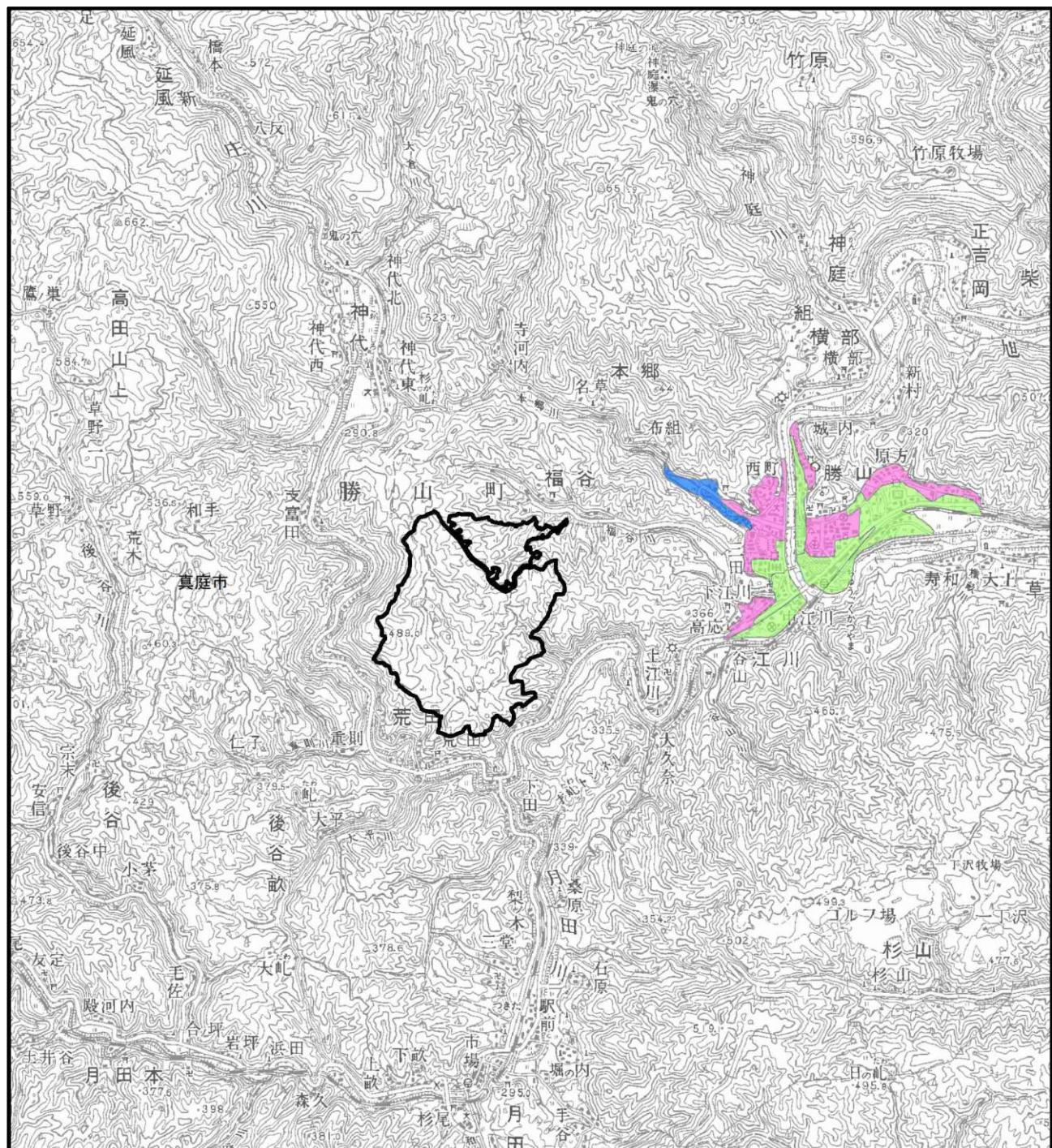
「騒音・振動規制のあらまし」（令和 2 年、岡山県）

また、道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として表 3.2.8-6 に示す基準値の欄に掲げるとおりである。

表 3.2.8-6 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基 準 値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70dB 以下 (LAeq)	65dB 以下 (LAeq)
備 考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境省告示第 64 号、最終改正平成 24 年環境省告示第 54 号）
「騒音・振動規制のあらまし」（令和 2 年、岡山県）



凡例

- 対象事業実施区域
- A類型
- B類型
- C類型

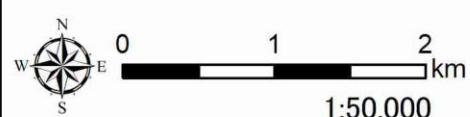


図 3.2.8-1 騒音環境基準の
類型区分の指定状況

出典：「勝山都市計画図」（平成 13 年、勝山町）

ウ. 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法 第16条」(平成5年法律第91号(平成5年11月19日公布)、最終改正平成30年法律第50号(平成30年6月13日公布))に基づく「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号(昭和46年12月28日公布)、最終改正平成31年環境省告示第46号(平成31年3月20日公布))に定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.8-7に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.8-8及び表3.2.8-9(1)～(2)示すとおりであり、河川、湖沼ごとに水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲では、図3.2.8-2に示すとおり、旭川及び新庄川が河川A類型に指定されており、対象事業実施区域内に類型指定されている河川等はない。

表3.2.8-7 人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域)

項目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1.	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2.	「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.	海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4.	硝酸性・亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正平成31年環境省告示第46号)

表 3.2.8-8 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正平成 31 年環境省告示第 46 号）

表 3.2.8-9(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2, 3 級・水産 2 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・工業用水 1 級・農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

備 考

1. 基準値は日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2, 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1, 2, 3 級(特殊なものを除く。)、水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級(特殊なもの) 及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備 考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2.8-9(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備 考				
1. 基準値は、年平均値とする。				

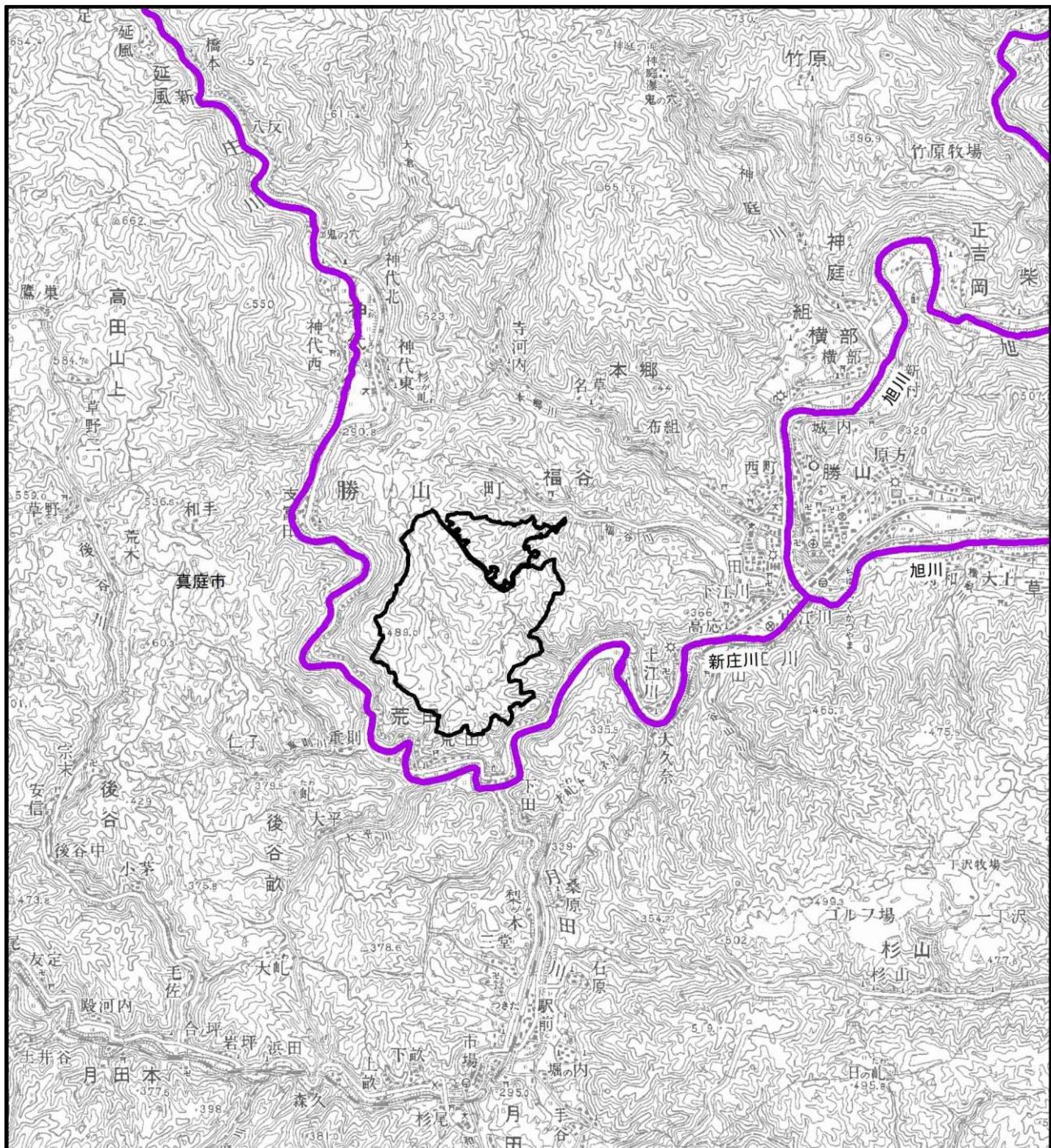
エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の 適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正平成 31 年環境省告示第 46 号）



凡例

■ 対象事業実施区域

■ A類型

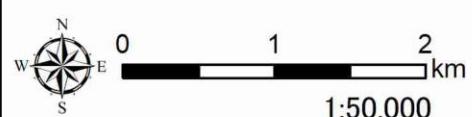


図 3.2.8-2 水域の生活環境の保全に関する環境基準類型指定状況

出典：「水環境総合情報サイト」（令和2年10月閲覧、環境省HP
<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>
「令和元年版 岡山県環境白書2019」（令和元年、岡山県）

工. 地下水

地下水に係る環境基準は、「環境基本法 第16条」(平成5年法律第91号(平成5年11月19日公布)、最終改正平成30年法律第50号(平成30年6月13日公布))に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号(平成9年3月13日公布)、最終改正令和2年法律第35号(令和2年3月30日公布))により定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.8-10 に示すとおりである。

表 3.2.8-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 環境基準は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正令和2年環境省告示第35号)

オ. 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法 第16条」(平成5年法律第91号(平成5年11月19日公布)、最終改正平成30年法律第50号(平成30年6月13日公布))に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号(平成3年8月23日公布)、最終改正平成31年法律第48号(平成31年公布))により定められている。土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2.8-11に示すとおりである。

表3.2.8-11 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機磷(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正平成31年環境省告示第48号)

カ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号(平成 11 年 7 月 16 日公布)、最終改正平成 26 年法律 72 号(平成 26 年 6 月 18 日公布))に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号(平成 11 年 12 月 27 日公布)、最終改正平成 21 年法律 11 号(平成 21 年 3 月 31 日公布))により、全国一律に定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2.8-12 に示すとおりである。

表 3.2.8-12 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備 考

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-一塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 環境庁告示第 68 号、最終改正平成 21 年環境省告示第 11 号)

(b) 規制基準等

ア. 大気汚染

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正 令和2年3月30日公布(令和2年環境省令第9号))に基づき以下の式により算出したいおう酸化物の量とされ、対象事業実施区域及びその周囲でのKの値は17.5とされる。なお真庭市は、総量規制地域に指定されていない。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : いおう酸化物の許容量 (Nm³/h)

K : 大気汚染防止法第3条第2項第1号で定める地域ごとの限度の指標

He : 有効煙突高さ(m)

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)(昭和43年6月10日公布)、最終改正令和2年法律第39号(令和2年6月5日公布)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められており、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年岡山県条例第76号)において、ばい煙、粉じん、有害ガス及びベンゼンについて排出基準等が定められているが、本事業ではそれらが適用される施設は設置しない。

イ. 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号(昭和43年6月10日公布)、最終改正平成26年法律第72号(平成26年6月18日公布))に基づく、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。また、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年岡山県条例第76号)において、指定施設を設置する指定工場において発生する騒音について規制が定められているが、本事業ではそれらが適用される指定施設は設置しない。

特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2.8-13 に、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準は表 3.2.8-14 に、自動車交通騒音の要請限度は表 3.2.8-15 に、対象事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域は、図 3.2.8-3 に示すとおりである。

表 3.2.8-13 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間区分	昼間 (7:00~20:00)	朝・夕 (5:00~7:00) (20:00~22:00)	夜間 (22:00~5:00)
第1種区域		第1種低層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第2種区域		第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 湯原都市計画区域	60dB	50dB	45dB
第3種区域		近隣商業地域 準工業地域 宮地・山田・五名地区	65dB	60dB	50dB
第4種区域		工業地域	70dB	65dB	55dB

※この基準は、工場等の敷地境界線における値である。

備考

次に掲げる施設の敷地の周囲 50m の区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から 5dB を減じた値とする(第1種区域を除く)。(※は、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市に係る区域を除く。)

1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
3. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
6. ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典:「騒音・振動規制のあらまし」(令和 2 年、岡山県)

表 3.2.8-14 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別		基準値	作業時間	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	第1種区域	85dB	19:00~7:00 の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
	第2種区域					
	第3種区域					
第2号区域	指定地域のうち第1号区域以外の区域		22:00~6:00 の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

※表 3.2.8-13 の備考 1.~6. の施設の敷地の周囲 80m の区域

備考 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。

出典:「騒音・振動規制のあらまし」(令和 2 年、岡山県)

表 3.2.8-15 自動車騒音の要請限度

時間区分		a 区域		b 区域		c 区域					
		1 車線	2 車線以上	1 車線	2 車線以上	1 車線以上					
昼間	6:00~22:00	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル					
夜間	22:00~翌日の 6:00	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル					
上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の要請限度が適用される。											
昼間 75 デシベル		夜間 70 デシベル									
【幹線交通を担う道路に近接する空間】											
幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道において、2 車線以下の場合は道路端から 15m の範囲、3 車線以上の場合は道路端から 20m の範囲を指す。											

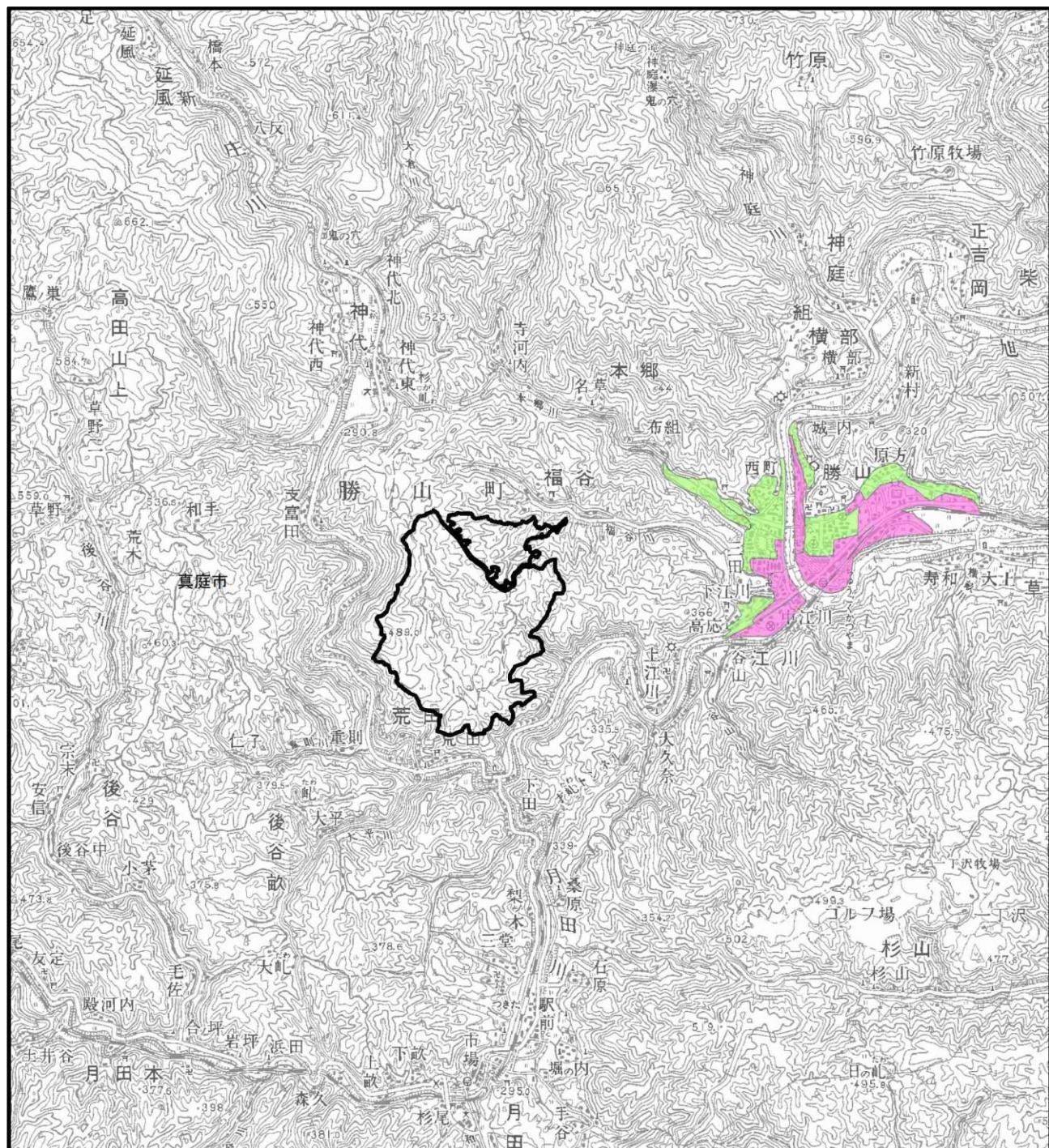
1. 真庭市における、a 区域、b 区域、c 区域は以下のとおり。

a 区域: 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域

b 区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、湯原都市計画区域

c 区域: 近隣商業地域、準工業地域、工業地域、宮地・山田・五名地区

出典:「騒音・振動規制のあらまし」(令和 2 年、岡山県)



凡例

- 対象事業実施区域
- 第2種区域
- 第3種区域

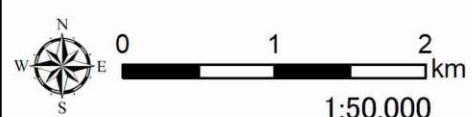


図 3.2.8-3 騒音規制法による
区域指定状況

出典：「勝山都市計画図」（平成 13 年、勝山町）
「騒音・振動規制のあらまし」（令和 2 年、岡山県）

ウ. 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号(昭和 51 年 6 月 10 日公布)、最終改正平成 26 年法律第 72 号(平成 26 年 6 月 18 日公布))に基づき、特定工場において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められている。また、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成 13 年岡山県条例第 76 号)において、指定施設を設置する指定工場において発生する振動について規制が定められているが、本事業ではそれらが適用される指定施設は設置しない。

特定工場等において発生する振動の規制基準は表 3.2.8-16 に、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準は表 3.2.8-17 に、道路交通振動の要請限度は表 3.2.8-18 に、対象事業実施区域及びその周囲における振動規制区域は、図 3.2.8-4 に示すとおりである。

表 3.2.8-16 特定工場において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (7:00~20:00)	夜間 (20:00~7:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 湯原都市計画区域	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

※この基準は、工場等の敷地境界線における値である。

備考

次に掲げる施設の敷地の周囲 50m の区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から 5dB を減じた値とする。(※は、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市に係る区域を除く。)

1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
3. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
6. ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典:「騒音・振動規制のあらまし」(令和 2 年、岡山県)

表 3.2.8-17 特定建設作業において発生する振動の規制基準

区域の区分	規制種別	基準値	作業時間	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第 1 号区域	第 1 種区域 第 2 種区域の一部※	75dB	19:00~7:00 の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第 2 号区域	指定地域のうち第 1 号区域以外の区域		22:00~6:00 の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

※第 2 種区域のうち、近隣商業地域と準住居地域、及び表 3.2.8-16 の備考 1.~6. の施設の敷地の周囲 80m の区域

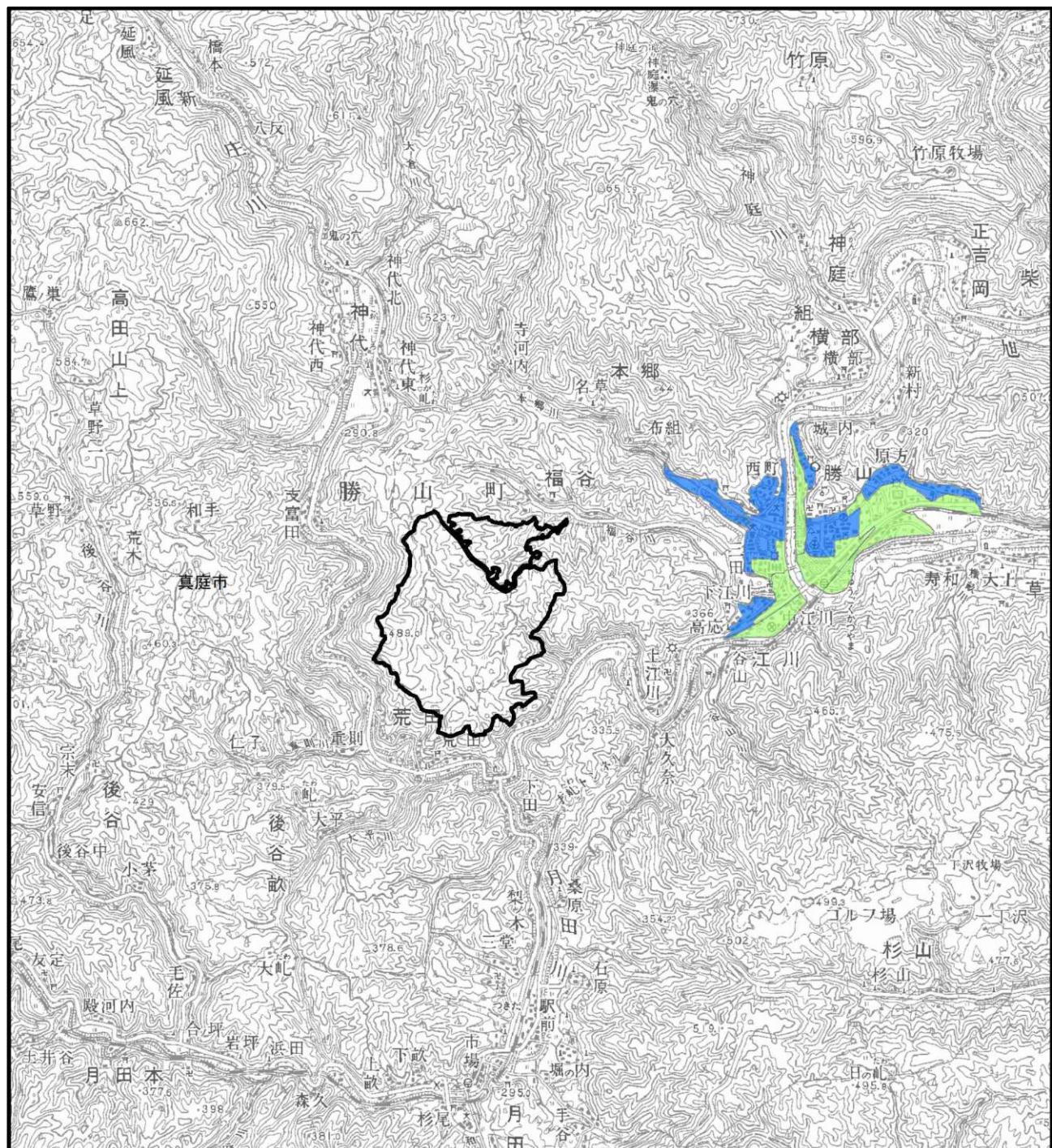
備考 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

出典:「騒音・振動規制のあらまし」(令和 2 年、岡山県)

表 3.2.8-18 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (7:00~20:00)	夜間 (22:00~7:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 湯原都市計画区域		65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 準工業地域 工業地域		70dB	65dB

出典：「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県）



凡例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域

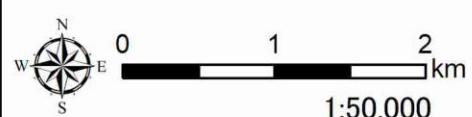


図 3.2.8-4 振動規制法による
区域指定状況

出典：「勝山都市計画図」（平成 13 年、勝山町）
「騒音・振動規制のあらまし」（令和 2 年、岡山県）

工. 悪臭

真庭市では、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号(昭和46年6月1日公布)、最終改正平成23年法律第122号(平成23年12月14日公布))第3条及び第4条に基づいた特定悪臭物質濃度による規制基準が定められている。悪臭に関する規制基準は表 3.2.8-19(1)～(3)及び図3.2.8-5に示すとおりである。対象事業実施区域内は、第2種区域に指定されている。

表 3.2.8-19(1) 悪臭に係る規制基準（第1号規制）

規制物質	区域の区分	第1種区域	第2種区域
アンモニア	ppm	1	2
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004
硫化水素	ppm	0.02	0.06
硫化メチル	ppm	0.01	0.05
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.006
イソブタノール	ppm	0.9	4
酢酸エチル	ppm	3	7
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3
トルエン	ppm	10	30
スチレン	ppm	0.4	0.8
キシレン	ppm	1	2
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004

出典：「悪臭規制のあらまし」(平成31年、岡山県)

表 3.2.8-19(2) 悪臭に係る規制基準（第2号規制）

気体排出口における規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次式より算出された流量 q [m³ N/h] とする。(特定悪臭物質の種類ごとに流量 q を超える特定悪臭物質を含む気体を排出してはならない。)

なお、補正された排出口の高さが 5m 未満の場合は、この式を適用しない。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot C_m$$

q 流量 [m³ N/h] (0°C1 気圧下における 1 時間あたりの排出量)

He 補正された排出口の高さ [m]

C_m 敷地境界線上での規制（第1号規制）基準値 [ppm] (百万分率)

規制物質	区域の区分	C_m の値	
		第1種区域	第2種区域
アンモニア	ppm	1	2
硫化水素	ppm	0.02	0.06
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02
プロピオノンアルデヒド	ppm	0.05	0.1
ノルマルプチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07
ノルマルバニルアルデヒド	ppm	0.009	0.02
イソバニルアルデヒド	ppm	0.003	0.006
イソブタノール	ppm	0.9	4
酢酸エチル	ppm	3	7
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3
トルエン	ppm	10	30
キシレン	ppm	1	2

出典：「悪臭規制のあらまし」（平成31年、岡山県）

表 3.2.8-19(3) 悪臭に係る規制基準（第3号規制）

排水口に係る規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次式より算出された排水水中の濃度 C_1 [mg/L] とする。(特定悪臭物質の種類ごとに濃度 C_1 を超える特定悪臭物質を含む排水を排出してはならない。)

なお、メチルメルカプタンについては、次式により求められた C_1 の値が 0.002 [mg/L] 未満の場合、 C_1 の値は当分の間 0.002 [mg/L] を適用する。

$$C_1 = k \times C_m$$

C_1 排水中に含まれる特定悪臭物質の濃度 [mg/L]

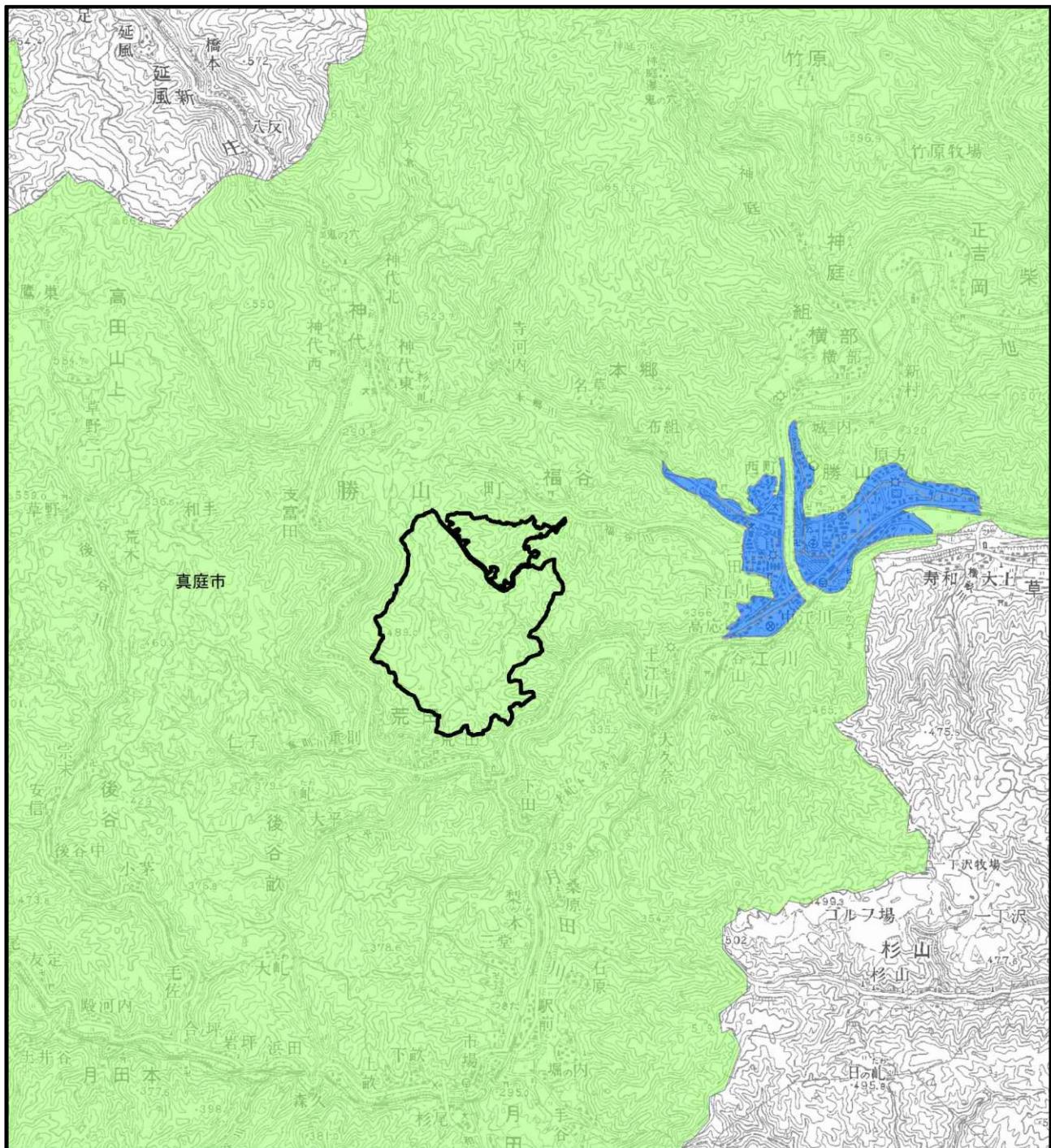
K 特定悪臭物質の種類ごとに定められた値 [mg/L]

Q 排出水量 [m³/s]

C_m 敷地境界線上での規制（第1号規制）基準値 [ppm] (百万分率)

規制物質	区域の区分	k の値 [mg/L]			C_m の値 [ppm]	
		$Q_1 \leq 0.001$	$0.001 < Q_1 \leq 0.1$	$0.1 < Q_1$	第1種区域	第2種区域
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71	0.002	0.004	
硫化水素	5.6	1.2	0.26	0.02	0.06	
硫化メチル	32	6.9	1.4	0.01	0.05	
二硫化メチル	63	14	2.9	0.009	0.03	

出典：「悪臭規制のあらまし」（平成31年、岡山県）



凡例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域

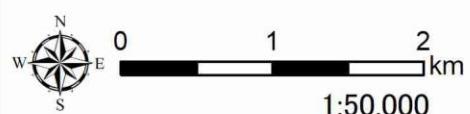


図 3.2.8-5 悪臭防止法による規制
区域指定状況

出典：「勝山都市計画図」（平成 13 年、勝山町）
「国土数値情報 行政区域データ 平成 7 年」（令和 2 年 10 月閲覧、
国土交通省 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）
「悪臭規制のあらまし」（平成 31 年、岡山県）

才. 水質汚濁

排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号(昭和 45 年 12 月 25 日公布)、最終改正平成 29 年法律第 45 号(平成 29 年 6 月 2 日公布))に基づく特定事業場に係る排水基準が定められており、表 3.2.8-20(1)～(2)に示すとおりである。

岡山県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年岡山県条例第 65 号)により上乗せ排水基準が定められている。対象事業実施区域はその中の「河川等水域」が該当区分となり、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、シアン化合物含有量、銅含有量の 7 項目について上乗せ排水基準が定められているが、本事業でこれらが適用される特定施設は設置しない。

なお、岡山県全域は「水質汚濁防止法」第 4 条に基づく水質総量削減の指定水域、及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)による適用区域に該当し、日平均排水量 50 m³以上の特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量規制基準(化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)、りん含有量(T-P)の 3 項目)が定められている。

また、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成 13 年岡山県条例第 76 号)における地下水汚染にかかる基準は表 3.2.8-21 に示すとおりであり、農業(水稻)用水基準は表 3.2.8-22 に、水産用水基準は表 3.2.8-23 に示すとおりである。さらに「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成 13 年岡山県条例第 76 号)では、汚水または廃液を排出する特定施設から公共用水域への排出水の排出基準が定められており、適用される有害物質の排水基準は水質汚濁防止法に基づく一律排水基準と同じである。

なお、本事業でこれらが適用される特定施設は設置しない。

表 3.2.8-20(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの： 10 mg B/L
	海域に排出されるもの： 230 mg B/L
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの： 8 mg F/L
	海域に排出されるもの： 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量： 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正令和元年環境省令第15号）

表 3.2.8-20(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの：5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備 考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正令和元年環境省令第 15 号）

表 3.2.8-21 地下水汚染にかかる基準及び浄化基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 mg
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5
砒素及びその化合物	1 リットルにつきひ素 0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2mg
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02mg
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04mg
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06mg
1, 3-ジクロロプロパン	1 リットルにつき 0.02mg
チウラム	1 リットルにつき 0.06mg
シマジン	1 リットルにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2mg
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 mg
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 mg
ふつ素及びその化合物	1 リットルにつきふつ素 0.8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつき亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量 10mg
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5mg

備考

この表に掲げる基準値は、平成 8 年環境庁告示第 55 号(水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める測定方法)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則」(平成 14 年 3 月 29 日、岡山県規則第 40 号)

表 3.2.8-22 農業(水稻)用水基準

項目	基準値
pH (水素イオン濃度)	6.0~7.5
COD (化学的酸素要求量)	6ppm 以下
SS (浮遊物質量)	100ppm 以下
DO (溶存酸素量)	5ppm 以上
T-N (全窒素濃度)	1ppm 以下
電気伝導度 (EC)	0.3mS/cm 以下
重金属	
As (砒素)	0.05ppm 以下
Zn (亜鉛)	0.5ppm 以下
Cu (銅)	0.02ppm 以下

備考

「農業(水稻)用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1ヶ月間、汚濁物質別について「水稻」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力はないが水稻の正常な成育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

出典:「農業用水基準」(昭和45年3月、農林水産省公害研究会)

表 3.2.8-23 水産用水基準

水域	河川	湖沼
BOD	自然繁殖条件:3mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 2mg/L 以下) 成育条件:5mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 3mg/L 以下)	—
COD	—	« COD _{Mn} » 自然繁殖条件:4mg/L 以下 (サケ・マス・アユ:2mg/L 以下) 成育条件:5mg/L 以下 (サケ・マス・アユ:3mg/L 以下)
全窒素	—	コイ・フナ:1.0mg/L 以下 ワカサギ:0.6mg/L 以下 サケ科・アユ科:0.2mg/L 以下
全リン	—	コイ・フナ:0.1mg/L 以下 ワカサギ:0.05mg/L 以下 サケ科・アユ科:0.01mg/L 以下
溶存酸素 (DO)	一般:6mg/L 以上 (サケ・マス・アユ:7mg/L 以上)	一般:6mg/L 以上 (サケ・マス・アユ:7mg/L 以上)
pH	6.7~7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと	6.7~7.5
懸濁物質 (SS)	25mg/L 以下 (人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/L 以下) ・忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 ・日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス・アユ:1.4mg/L 以下 (透明度 4.5m 以上) 温水性魚類:3.0mg/L 以下 (透明度 1.0m 以上)
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられること。忌避行動の原因とならないこと。	
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。	
大腸菌群数	1000MPN/100mL 以下であること。(ただし、生食用かきを飼育:700MPN/100mL 以下)	
油分	・水中には油分が含まれないこと。 ・水面に油膜が認められること。	
底質	河川及び湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。 海域では COD (アルカリ性法) 20mg/g (乾泥) 以下、硫化物 0.2mg/g (乾泥) 以下、n-ヘキサン抽出物質 0.1% 以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験 (環告 14 号) により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限を下回ること。 ダイオキシン類・150pgTEQ/g を下回ること。	

出典:「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年8月、公益社団法人 日本水産資源保護協会)

力. 土壤汚染

「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号(平成 14 年 5 月 29 日公布)、最終改正平成 29 年法律第 45 号(平成 29 年 6 月 2 日公布))における特定有害物質と指定区域の指定基準、及び「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成 13 年岡山県条例第 76 号)における有害物質等の基準は表 3.2.8-24 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域が分布していない。また、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号(昭和 45 年 12 月 25 日公布)、最終改正平成 17 年法律第 33 号(平成 17 年 4 月 27 日公布))に基づく農用地土壤汚染対策地域の指定はなされていない。

表 3.2.8-24 特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質	分類	土壤汚染対策法		県環境負荷低減条例	
		土壤溶出量基準(mg/L)	土壤含有量基準(mg/kg)	土壤溶出量基準(mg/L)	土壤含有量基準(mg/kg)
クロロエチレン	(揮発性特定有害物質)	0.002 以下	—	0.002	—
四塩化炭素		0.002 以下	—	0.002	—
1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	—	0.004	—
1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	—	0.1	—
1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	—	0.04	—
1,3-ジクロロプロパン		0.002 以下	—	0.002	—
ジクロロメタン		0.02 以下	—	0.02	—
テトラクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01	—
1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	—	1	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	—	0.006	—
トリクロロエチレン		0.03 以下 R3.4.1 以降⇒ 0.01 以下	—	R3.4.1 以降⇒ 0.01 以下	—
ベンゼン		0.01 以下	—	0.01	—
カドミウム及びその化合物	(重金属等)	0.01 以下 R3.4.1 以降⇒ 0.003 以下	150 以下 R3.4.1 以降⇒ ⇒45 以下	0.01 R3.4.1 以降⇒ 0.003 以下	150 R3.4.1 以降⇒ ⇒45 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05	250
シアン化物		検出されない こと	遊離シアン 50 以下	検出されない こと	遊離シアン 50
水銀及びその化合物		水銀 0.0005 以 下かつ アルキル水銀 不検出	15 以下	水銀 0.0005 かつ アルキル水銀 不検出	15
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01	150
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01	150
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01	150
ふつ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8	4,000
ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下	1	4,000
シマジン	(農薬等)	0.003 以下	—	0.003	—
チオベンカルブ		0.02 以下	—	0.02	—
チウラム		0.006 以下	—	0.006	—
ポリ塩化ビフェニル		検出されない こと	—	検出されない こと	—
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る)		検出されない こと	—	検出されない こと	—

出典:「土壤汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正令和 2 年環境省令第 14 号)

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例(土壤・地下水関係)について」(令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP
<https://www.pref.okayama.jp/page/614185.html>)

キ. 地盤沈下

岡山県においては、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号(昭和 31 年 6 月 11 日公布)、最終改正:平成 26 年号外法律第 69 号(平成 26 年 6 月 13 日公布)) 及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号(昭和 37 年 5 月 1 日公布)、最終改正平成 12 年号外法律第 91 号(平成 12 年 5 月 31 日公布)) に基づく指定地域ではない。

(2) 自然関係法令等

(a) 自然公園等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「自然公園法」(昭和32年法律第161号(昭和32年6月1日公布)、最終改正令和元年法律第37号(令和元年6月14日(公布))に基づく国立公園及び国定公園、「岡山県立自然公園条例」(昭和48年岡山県条例第34号)に基づく県立自然公園の指定状況は、表3.2.8-25及び図3.2.8-6に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲は「湯原奥津県立自然公園」が指定されているが、対象事業実施区域内にはこれらの自然公園の指定はない。

表3.2.8-25 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園等の指定状況

公園の種別	公園名	指定年月日	関係市町村	面積(ha)	公園の概要
県立自然公園	湯原奥津県立自然公園	昭和45年5月1日	真庭市、津山市、鏡野町	16,537	旭川上流の湯原湖を中心とする一帯と吉井川上流の奥津渓を中心とする一帯からなり、1,000m級の山岳と深い渓谷を特徴としている。

出典：「おかやまの自然公園」(令和2年10月閲覧、岡山県HP
<https://www.pref.okayama.jp/seikatsu/sizen/sizenkouen/etc/park/park1.html>)

(b) 自然環境保全地域等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号(昭和47年6月22日公布)、最終改正平成31年法律第20号(平成31年4月26日公布))に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、及び「岡山県自然保護条例」(昭和46年岡山県条例第63号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

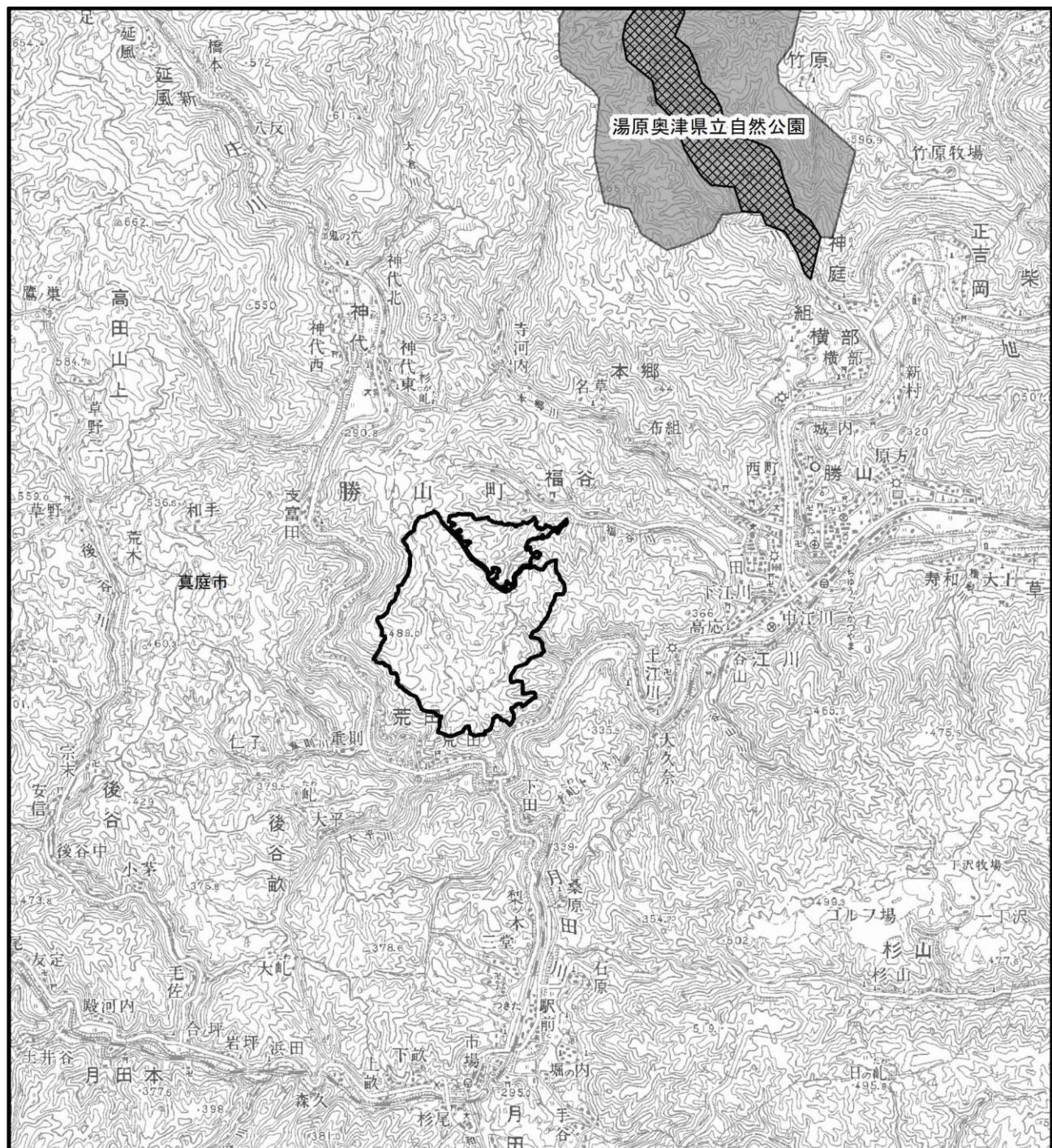
(c) 鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号(平成14年7月12日公布)、最終改正平成27年法律第2号(平成27年3月31日公布))に基づく「鳥獣保護区(特別保護地区、特別保護指定区域)」等の指定状況は、表3.2.8-26及び図3.2.8-7に示すとおりである。対象事業実施区域内には、鳥獣保護区の指定はない。

表3.2.8-26 対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	面積(ha)	存続期間
鳥獣保護区	神庭の滝自然公園鳥獣保護区	45	～R10.10.31

出典：「令和元年度 岡山県鳥獣保護区等位置図」(令和元年度、岡山県)



凡例

- 対象事業実施区域
- 特別地域
- 普通地域

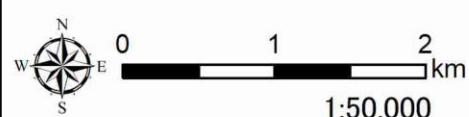
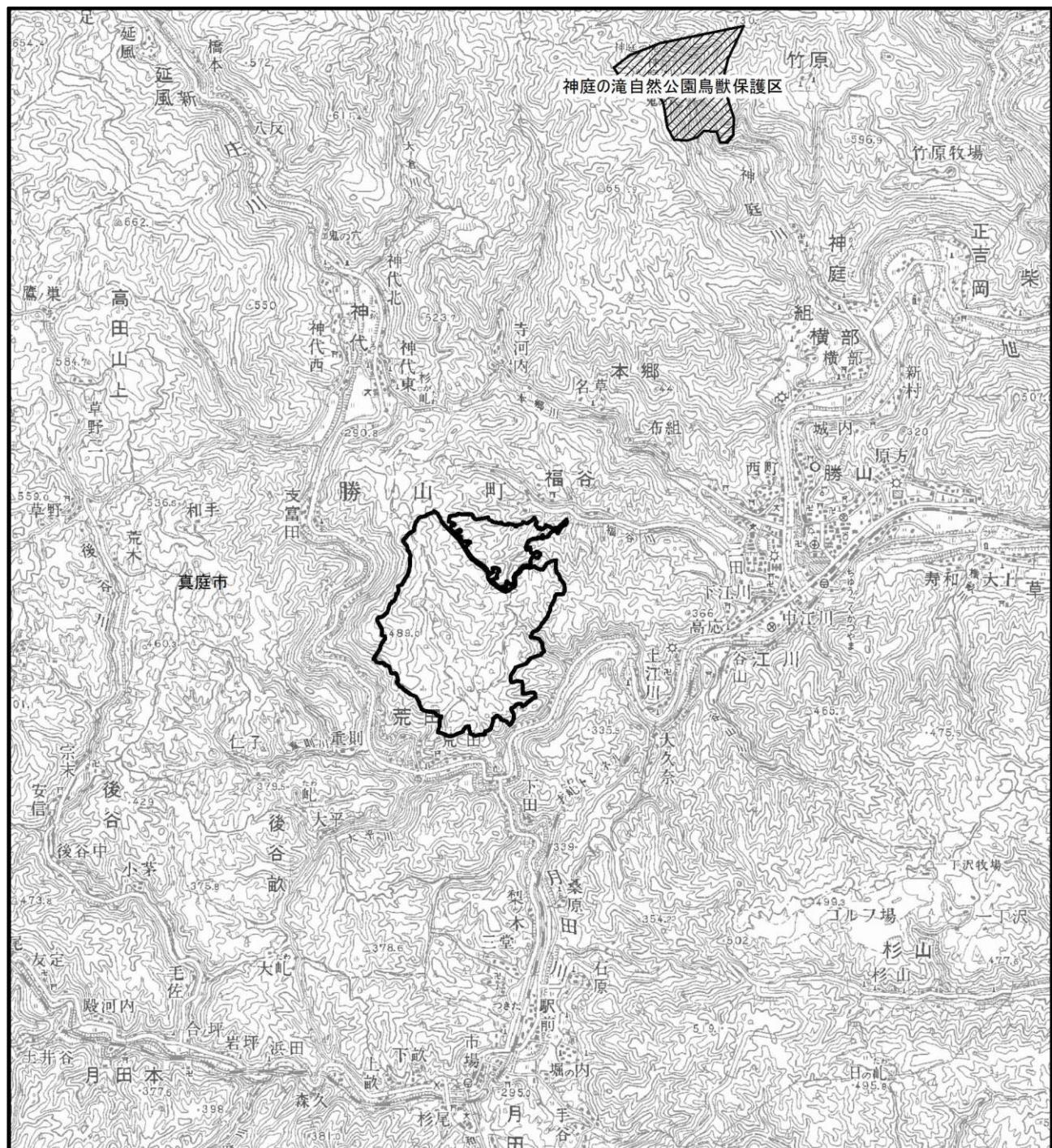


図 3.2.8-6 自然公園位置

出典：「岡山県の自然公園」（令和2年10月閲覧、岡山県HP
<https://www.pref.okayama.jp/page/573377.html>）



凡例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区

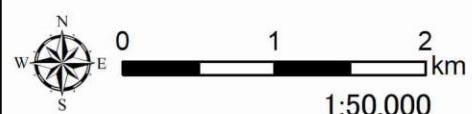


図 3.2.8-7 鳥獣保護区の位置

出典：「令和元年度 岡山県鳥獣保護区等位置図」（令和元年度、岡山県）

(3) その他法令等

(a) 世界の文化遺産及び自然遺産の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲では、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）に基づく世界文化遺産及び自然遺産は指定されていない。

(b) 緑地地区等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲では、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号（昭和48年9月1日公布）、最終改正令和2年法律第43号（令和2年6月10日公布））に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区並びに「生産緑地法」（昭和49年法律第68号（昭和49年6月1日公布）、最終改正平成29年法律第26号（平成29年5月12日公布））に基づく生産緑地地区に指定されている地域はない。

(c) 生息地等保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号（平成4年6月5日公布）、最終改正令和元年法律第37号（令和元年6月14日公布））に基づく生息地等保護区の指定はない。また「岡山県希少野生動植物保護条例」（平成15年岡山県条例64号）では、生息地等保護区に指定された地域は存在しない。

(d) 水鳥の生息地として国際的に重要な湿地

対象事業実施区域及びその周囲では、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和55年条約第28号）に基づく条約湿地は存在しない。

(e) 保護水面の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲では、「水産資源保護法」（昭和26年法律第313号（昭和26年12月17日公布）、最終改正平成30年法律第95号（平成30年12月14日公布））に基づく保護水面に指定された地域は存在しない。

(f) 史跡・名勝・天然記念物など

対象事業実施区域及びその周囲では、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号(昭和 25 年 5 月 30 日)、最終改正令和 2 年法律第 41 号(令和 2 年 6 月 10 日公布))、「岡山県文化財保護条例」(昭和 50 年岡山県条例第 64 号)、「真庭市文化財保護条例」(平成 17 年真庭市条例第 106 号)に基づく史跡・名勝・天然記念物及び登録文化財(建造物)を表 3.2.8-27 及び図 3.2.8-8 に、埋蔵文化財包蔵地を表 3.2.8-28 及び図 3.2.8-9 に示す。

対象事業実施区域内には指定及び登録文化財は存在しない。埋蔵文化財包蔵地は浅田城跡(2カ所)が存在する。

表 3.2.8-27 対象事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物・登録文化財(建造物)

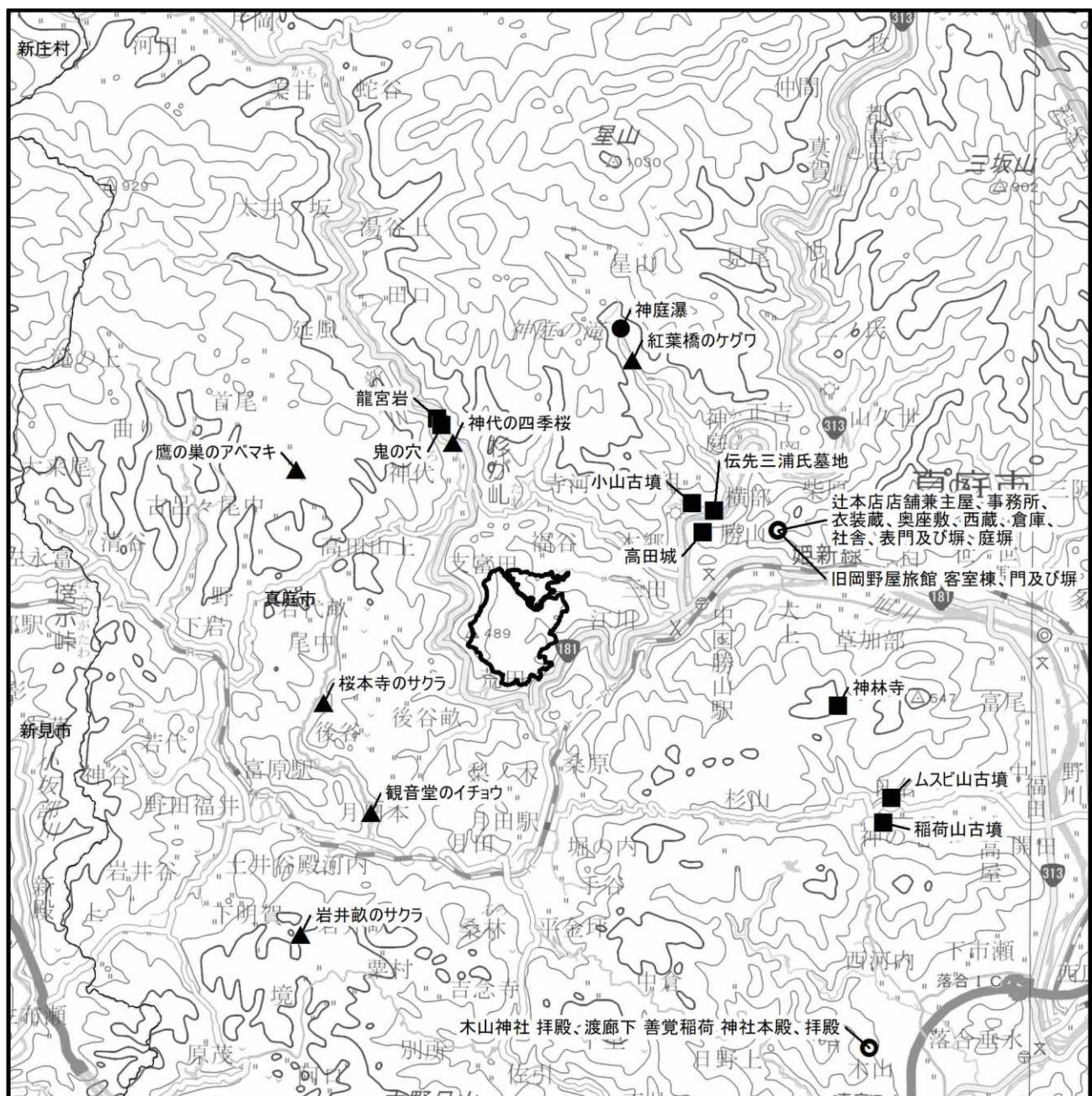
No.	指定別	種別	名称	所在地
1	国指定	名勝	神庭瀑	真庭市神庭
2	市指定	史跡	小山古墳	真庭市組、横部
3			神林寺	真庭市神
4			高田城	真庭市勝山
5			伝先三浦氏墓地	真庭市横部
6			稻荷山古墳	真庭市日名
7			ムスピ山古墳	真庭市日名
8			鬼の穴・龍宮岩	真庭市神代
9		天然記念物	観音堂のイチョウ	真庭市後谷
10			インガの甌穴群※	真庭市横部
11			紅葉橋のケグワ	真庭市竹原
12			神代の四季桜	真庭市神代
13			桜本寺のサクラ	真庭市後谷
14			鷹の巣のアベマキ	真庭市高田山上
15	国登録	有形文化財(建造物)	旧岡野屋旅館 客室棟、門及び塀	真庭市勝山
16			辻本店店舗兼主屋、事務所、衣装蔵、奥座敷、西蔵、倉庫、社舎、表門及び塀、庭塀	真庭市勝山
17			木山神社 拝殿、渡廊下 善覚稻荷 神社 本殿、拝殿	真庭市木山

注) インガの甌穴群は、詳細な位置図が公表されていない。

出典:「岡山県内所在の国・県指定文化財」(令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/550677.html>)

「真庭市内の指定文化財」(令和 2 年 10 月閲覧、真庭市 HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/53/2756.html>)

「岡山県内の国登録文化財」(令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-50777.html>)



出典：「岡山県内所在の国・県指定文化財」（令和2年10月閲覧、岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/550677.html>）

「真庭市内の指定文化財」（令和2年10月閲覧、真庭市HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/53/2756.html>）

「真庭市統合型GIS」（令和2年10月閲覧、真庭市HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/maniwa/Portal>）

「国指定文化財等データベース」（令和2年10月閲覧、文化庁HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）

凡例

- 対象事業実施区域
- 名勝
- 史跡
- ▲ 天然記念物
- 国登録有形文化財(建造物)

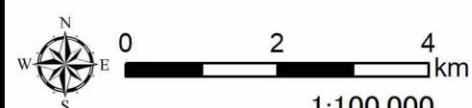


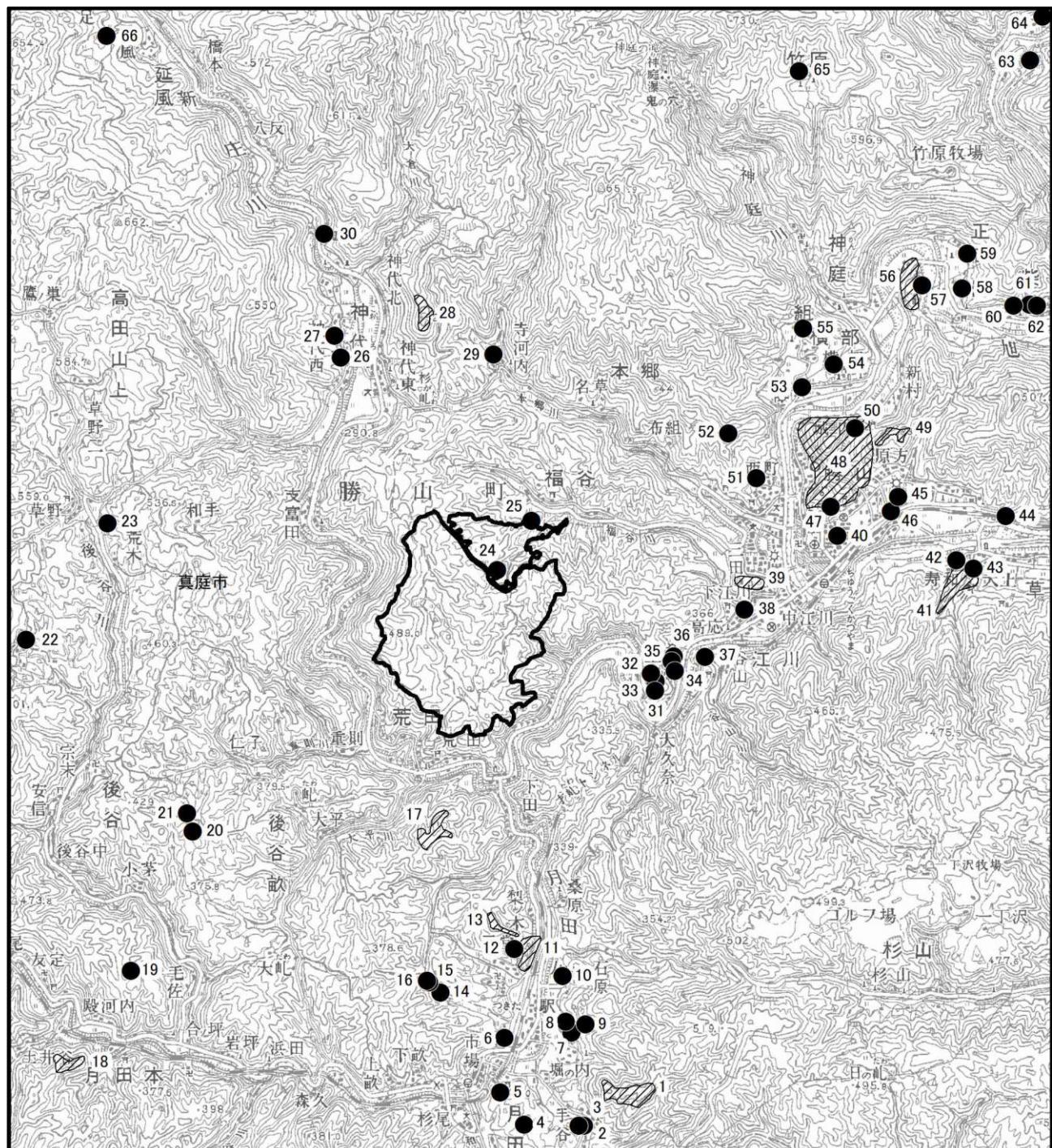
図 3.2.8-8 史跡・名勝・天然記念物

注) インガの巣穴群は、詳細な位置図が公表されていない。

表 3.2.8-28 対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

種類	No.	名称	所在地	種類	No.	名称	所在地
埋蔵文化財	1	月田城跡	真庭市	埋蔵文化財	34	上江川 3 号墳	真庭市
	2	(名称未定)			35	上江川 4 号墳	
	3	手谷古墳			36	上江川 5 号墳	
	4	(名称未定)			37	谷山古墳	
	5	鳶乃森城跡			38	高応神社東遺跡	
	6	原美尾遺跡			39	かぶら山	
	7	塚の屹古墳			40	勝山高校遺跡	
	8	堀の内北遺跡			41	寿和 1 ~ 5 号墳	
	9	(名称未定)			42	梶原屋敷跡	
	10	石原遺跡			43	殿土井跡	
	11	三堂坂城跡			44	宝泉寺跡	
	12	三堂坂遺跡			45	阿波土居跡	
	13	後山谷城跡			46	牧土居跡	
	14	原美尾池遺跡			47	化生寺東遺跡	
	15	胸ゾリ古墳			48	高田城跡 (勝山城跡)	
	16	胸ゾリ遺跡			49	天神山砦跡	
	17	羽原城跡			50	城山窓跡群	
	18	本山城跡			51	陣山遺跡	
	19	八幡寺跡			52	陣山砦跡	
	20	黒土遺跡			53	小山古墳	
	21	長者御崎古墳			54	組遺跡	
	22	高田山遺跡			55	舟津屋敷跡	
	23	荒木屋敷跡			56	岡椎の木遺跡	
	24	浅田城跡			57	椎の木 1 ~ 3 号墳	
	25	浅田城跡			58	岡遺跡	
	26	神矢神社遺跡			59	正吉遺跡	
	27	(名称未定)			60	出羽屋敷跡	
	28	大料城跡			61	峪田第 1 遺跡	
	29	(名称未定)			62	峪田第 2 遺跡	
	30	鬼の穴			63	二ノ氏	
	31	上江川遺跡			64	真賀 B 遺跡	
	32	上江川 1 号墳			65	(名称未定)	
	33	上江川 2 号墓			66	たたら林遺跡	

出典：「真庭市統合型 GIS」（令和 2 年 10 月閲覧、真庭市 HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/maniwa/Portal>）



凡例

- 対象事業実施区域
- 埋蔵文化財包蔵地(点)
- 埋蔵文化財包蔵地(面)

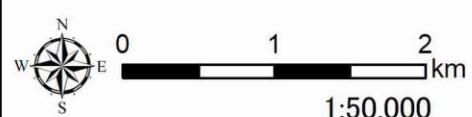


図 3.2.8-9 埋蔵文化財包蔵地の位置

注) 図中の番号は表 3.2.8-28 に対応

出典:「真庭市統合型 GIS」(令和 2 年 10 月閲覧、真庭市 HP
<http://www.gis.pref.okayama.jp/maniwa/Portal>)

(g) 国有林・保安林の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号(昭和 26 年 6 月 26 日公布)、最終改正平成 30 年法律第 35 号(平成 30 年 6 月 1 日公布))に定める国有林及び保安林の状況は、図 3.2.8-10 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲には国有林は存在せず、保安林が存在する。

(h) 風致地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲では「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号(昭和 43 年 6 月 15 日公布)、最終改正令和 2 年法律第 43 号(令和 2 年 6 月 10 日公布))に基づく風致地区の指定はない。

(i) 國土防災に係る指定区域

対象事業実施区域及びその周囲では、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号(昭和 33 年 3 月 31 日公布)、最終改正平成 29 年法律第 45 号(平成 29 年 6 月 2 日公布))に基づく地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号(昭和 44 年 7 月 1 日公布)、最終改正平成 17 年法律第 82 号(平成 17 年 7 月 6 日公布))に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号(明治 30 年 3 月 30 日公布)、最終改正平成 25 年法律第 76 号(平成 25 年 11 月 22 日公布))に基づく砂防指定地の指定状況は図 3.2.8-11 に示すとおりである。

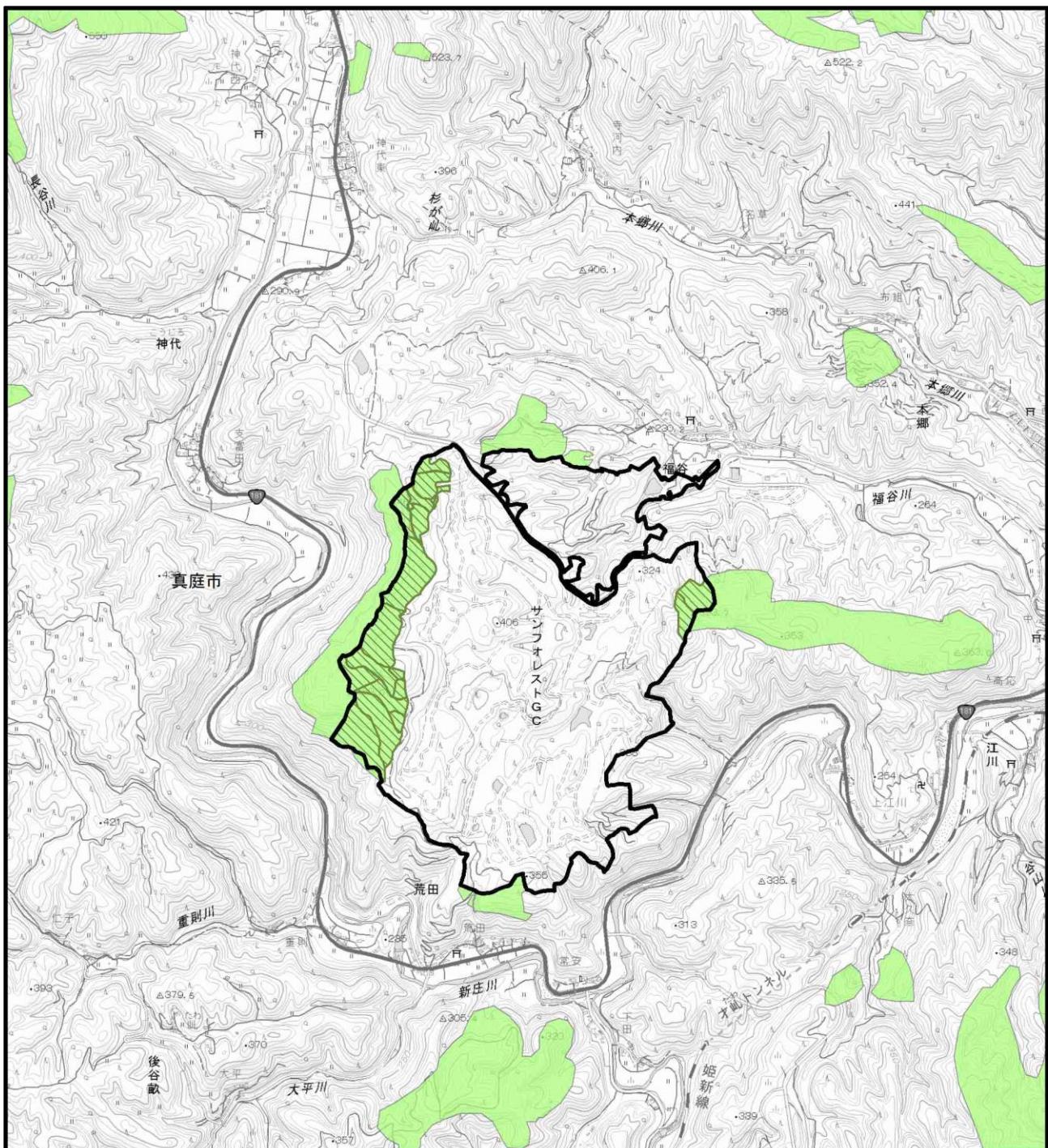
また、対象事業実施区域及びその周囲の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号(平成 12 年 5 月 8 日公布)、最終改正平成 29 年法律第 31 号(平成 29 年 5 月 19 日公布))に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況を図 3.2.8-12 に、土砂災害危険個所の状況を図 3.2.8-13 に、山地災害危険地区の状況を図 3.2.8-14 示す。

(j) 景観法の指定地域

岡山県では、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号(平成 16 年 6 月 18 日公布)、最終改正平成 30 年法律第 23 号(平成 30 年 5 月 18 日公布))に基づき「晴れの国おかやま景観計画」(平成 20 年、岡山県)を制定し、景観行政団体(岡山市、倉敷市、津山市、高梁市、瀬戸内市、真庭市、早島町、新庄村、奈義町)を除く岡山県全域を景観計画区域に指定している。真庭市では「真庭市景観計画」(平成 24 年、真庭市)において真庭市全域を景観計画区域に設定している。なお、対象事業実施区域及びその周囲では、図 3.2.8-15 に示すとおり「勝山町並み保存地区」が指定されており、「勝山町並み保存地区内の旭川」を景観重要河川として、「勝山重点景観づくり地区」を重点景観づくり地区として設定している。

(k) 再生可能エネルギー発電の抑制区域

真庭市では、「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」(平成 27 年真庭市条例第 2 号)を制定しており、事業に関する抑制区域が設定されている。なお対象事業実施区域及びその周囲には、抑制区域は指定されていない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 保安林
- 水源かん養保安林

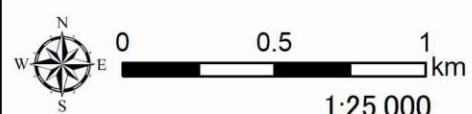
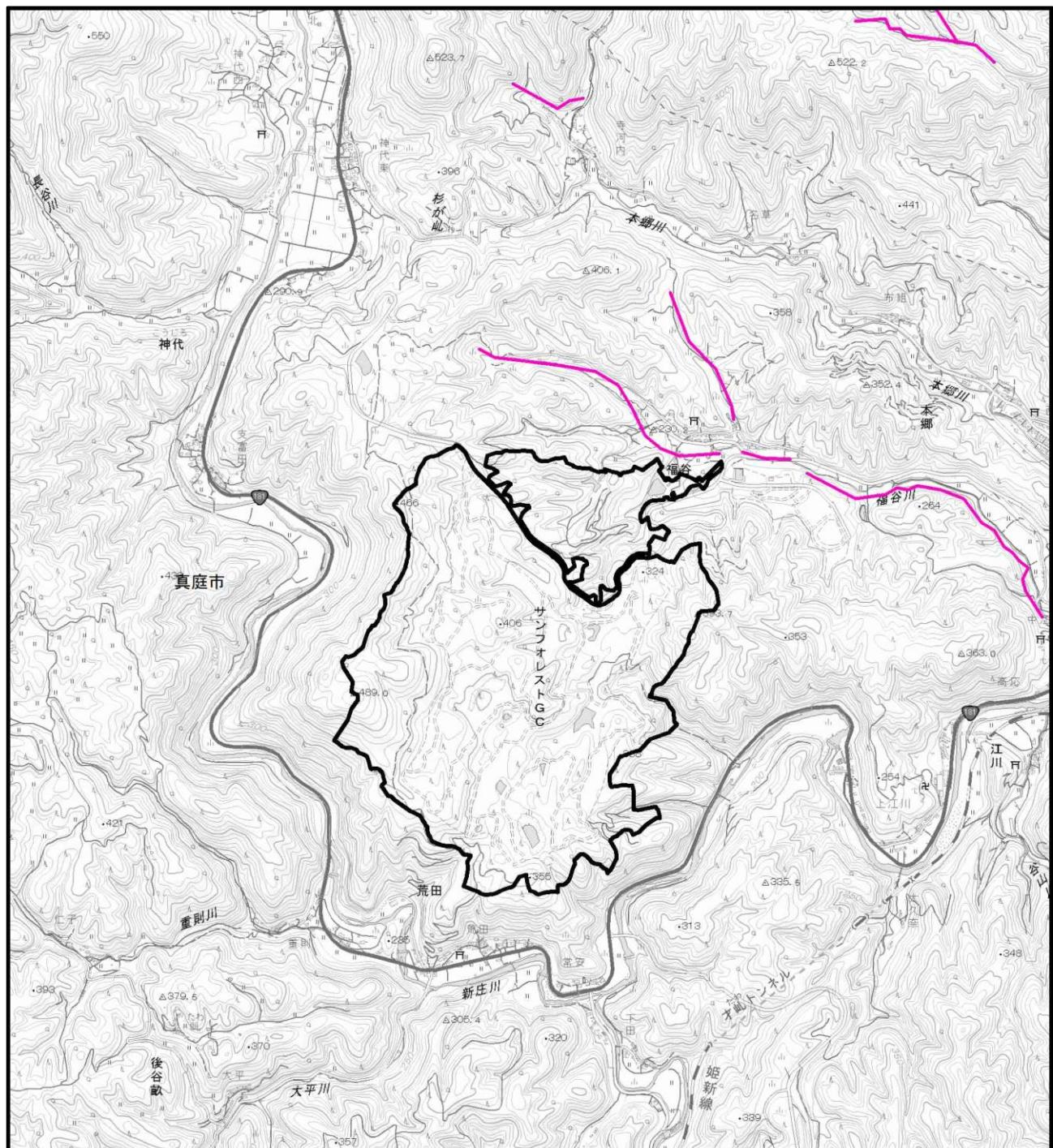


図 3.2.8-10 国有林及び
保安林の状況

注) 保安林は、対象事業実施区域内のみ種別を記した。

出典：「国土数値情報 森林地域 平成27年」(令和2年10月閲覧、国土交通省HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)



凡例

- 対象事業実施区域
- 砂防指定地

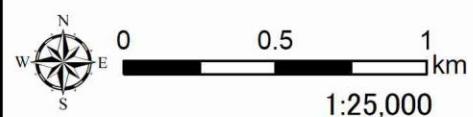
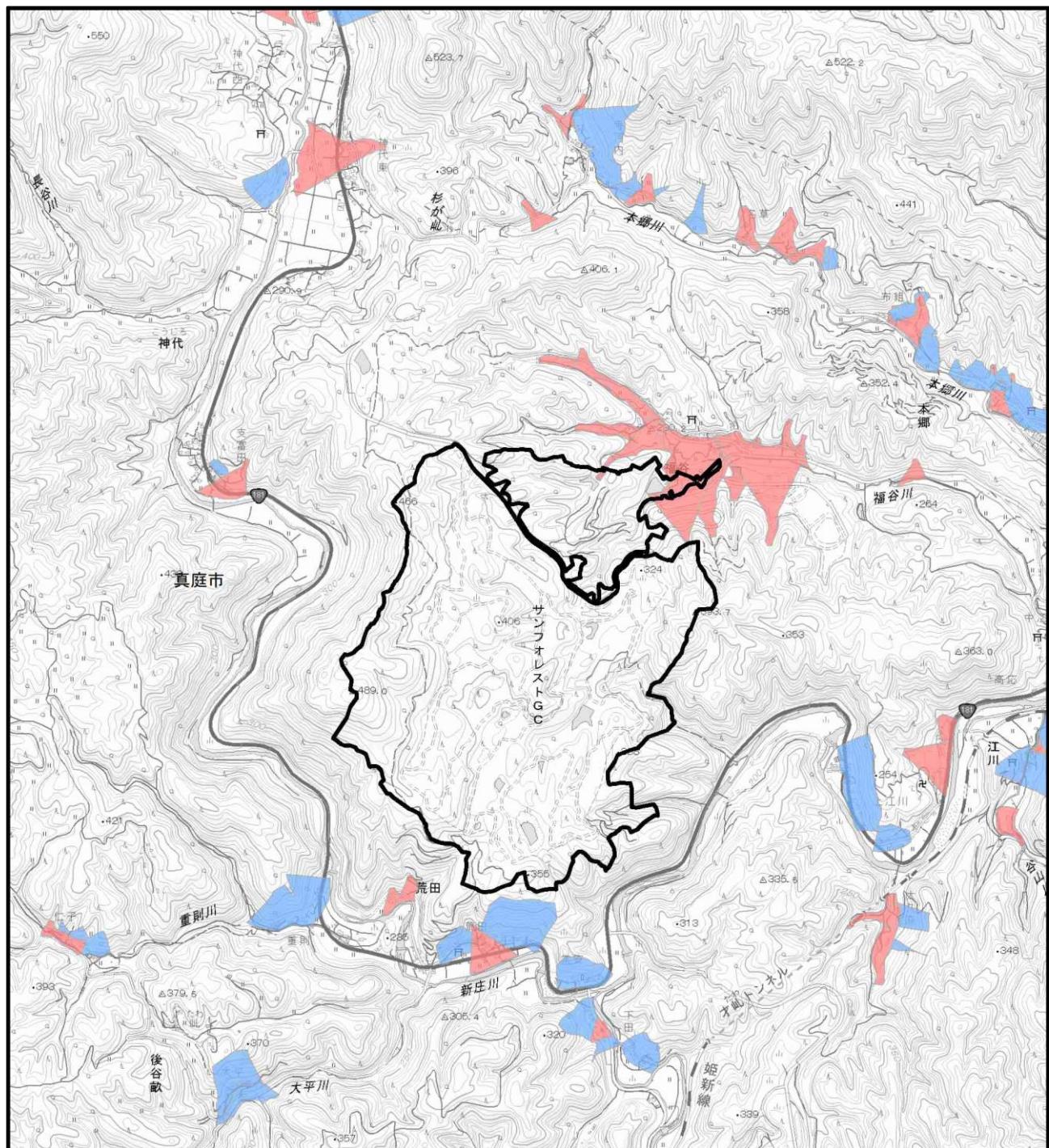


図 3.2.8-11
国土防災に係る指定状況

出典：「岡山県美作県民局資料」（令和2年5月提供、岡山県）



凡例

■ 対象事業実施区域

土砂災害警戒区域

■ 急傾斜地の崩壊

■ 土石流

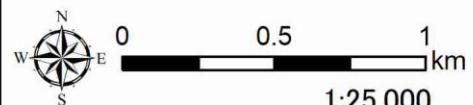
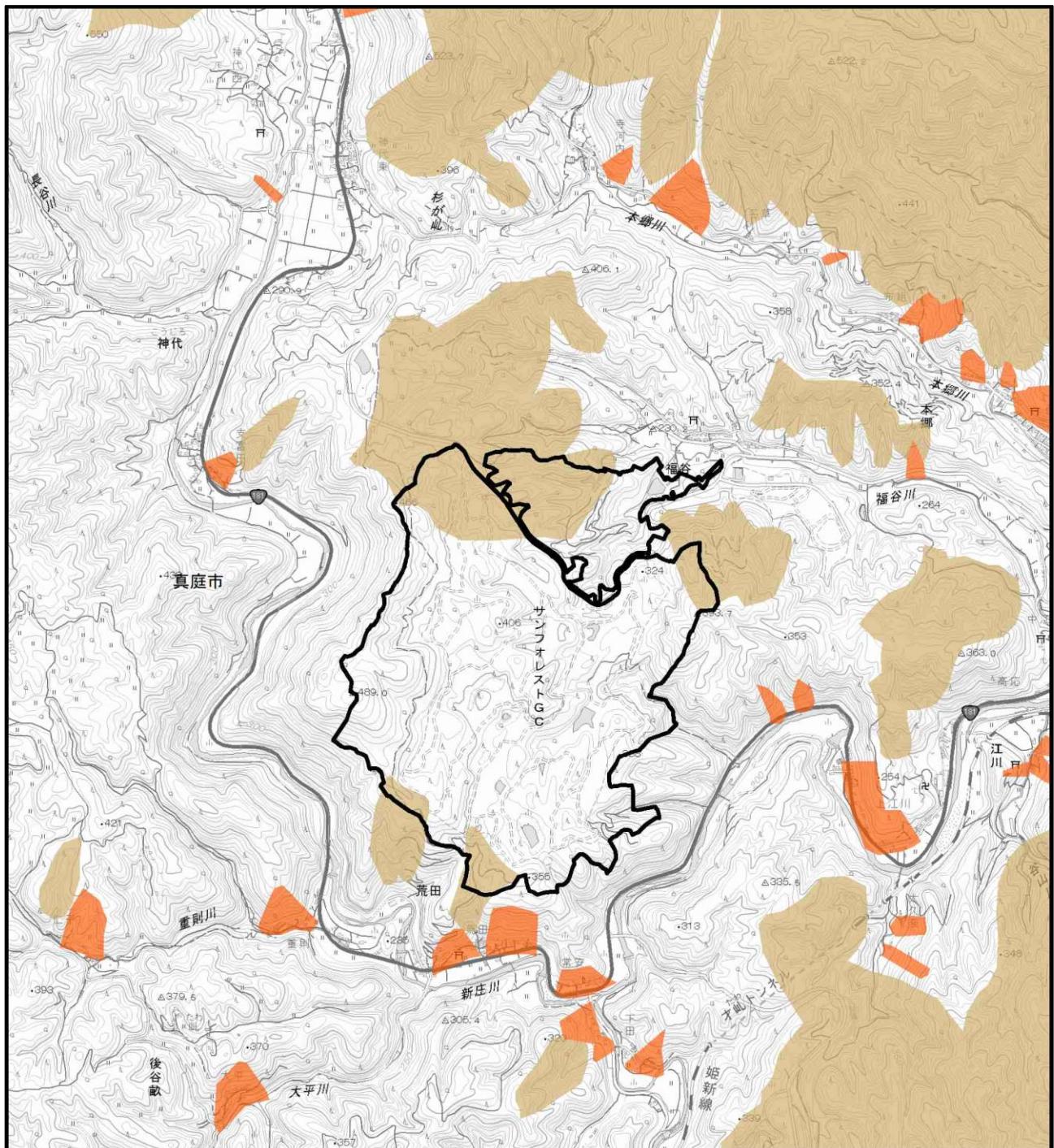


図 3.2.8-12 土砂災害特別警戒区域
及び警戒区域の指定状況

出典：「国土数値情報 土砂災害警戒区域 令和元年」（令和2年10月閲覧、国土交通省HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所

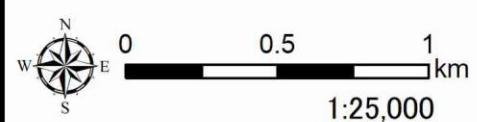
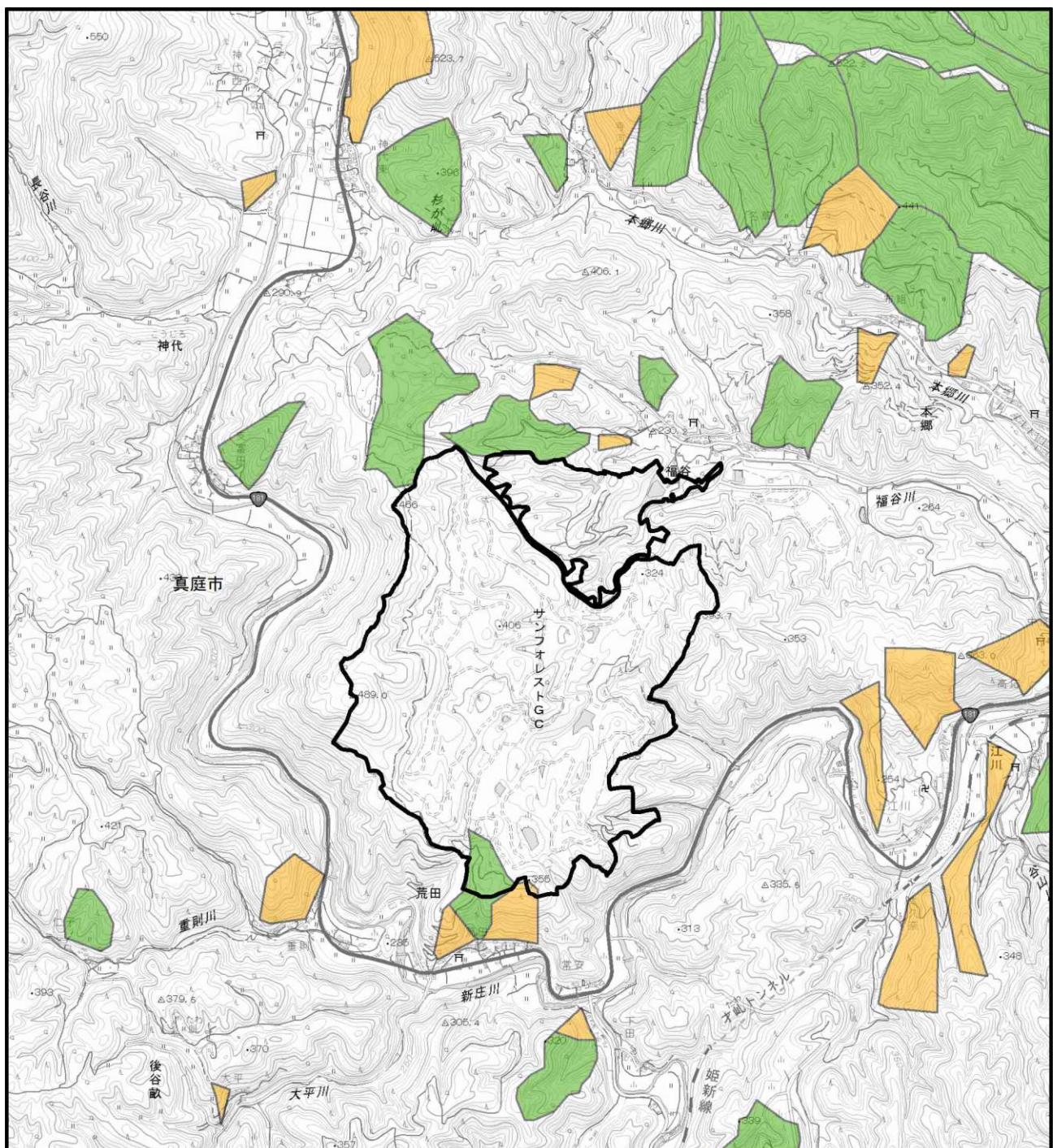


図 3.2.8-13
土砂災害危険箇所の状況

出典：「国土数値情報 土砂災害危険箇所 平成 22 年」（令和 2 年 10 月閲覧、国土交通省 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）



凡例

- 対象事業実施区域
- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区

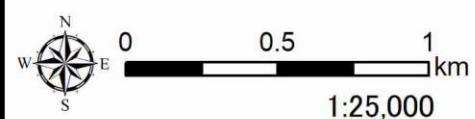
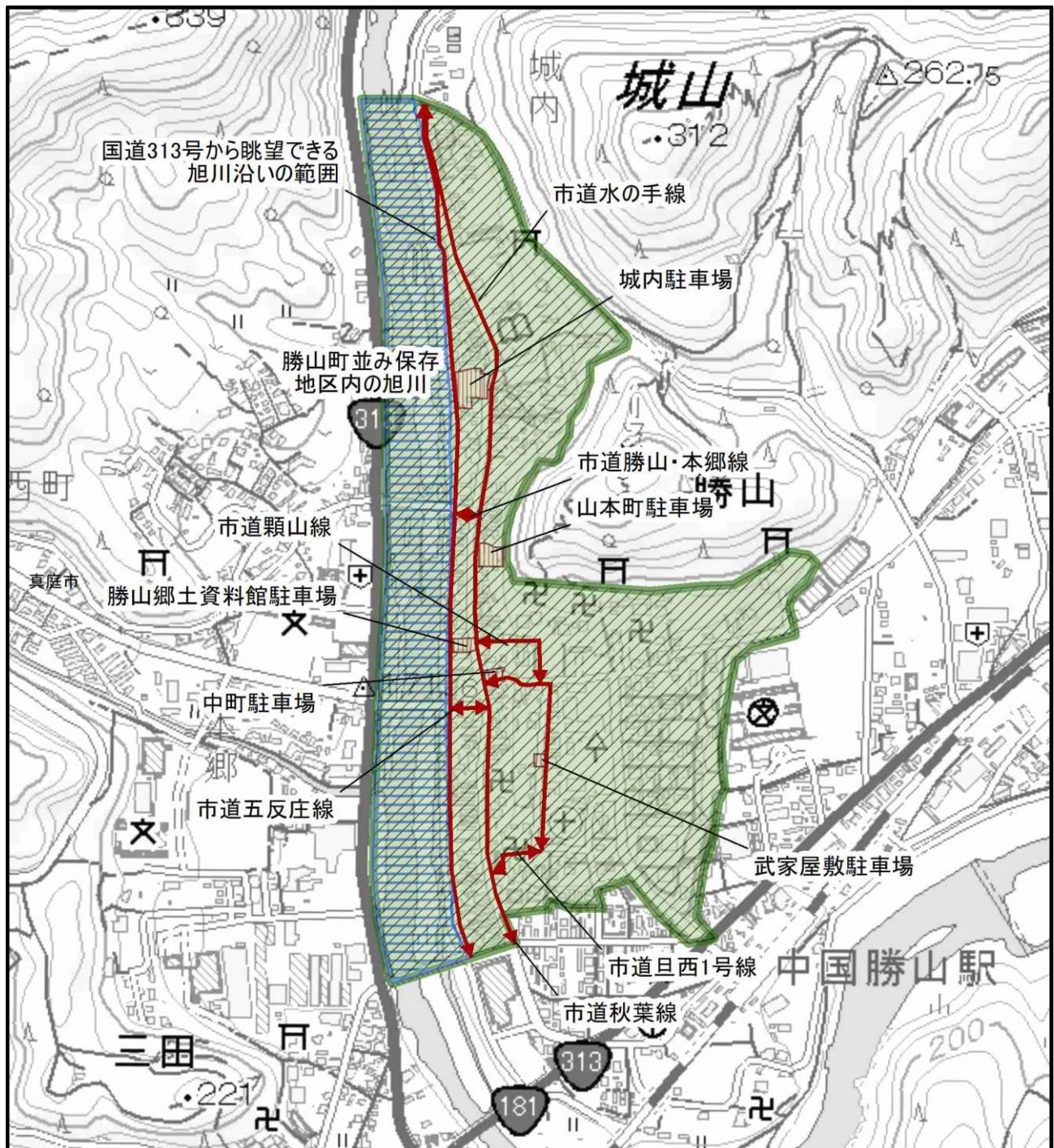


図 3.2.8-14
山地災害危険地区の状況

出典：「おかやま全県統合型 GIS」（令和 2 年 10 月閲覧、岡山県 HP
<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>）



凡例

- 対象事業実施区域
- 勝山町並み保存地区
- 景観重要河川
- 勝山重点景観づくり地区
- 周辺環境保全地区
- 景観重点整備地区(駐車場)
- ↔ 景観重要整備地区(道路)

出典：「真庭市景観計画」
(平成24年、真庭市)

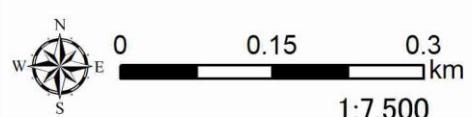


図 3.2.8-15 景観計画区域
指定区域の状況(拡大図)

(4) その他環境保全計画等

(a) 岡山県の環境政策

ア. 新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）

岡山県では、環境の保全について、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「岡山県環境基本条例」（平成 8 年岡山県条例第 30 号）を策定し、行政、事業者、県民それぞれが主体となり、環境の保全への取組を推進するための総合的かつ長期的な目標、施策の大綱として平成 10 年に「岡山県環境基本計画」を策定し、その後の社会情勢の変化や環境を取り巻く状況に対応するため同計画を全面的に見直し、平成 20 年に「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）」を策定し、平成 29 年に第 2 次改訂版として見直しを行っている。計画の構成については表 3.2.8-29 のとおりである。

主要施策の一つである「地球温暖化対策」において「太陽光発電の導入促進」があげられており、晴れの国の特長を生かし、大規模太陽光発電設備の設置等を通じて太陽光発電量の増大を図る旨が記載されている。

表 3.2.8-29 新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）の構成

目標		主要施策
基本目標	地域から取り組む地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・酸性雨対策
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・3R の推進 ・グリーン購入等の推進 ・廃棄物の適正処理の推進
	安全な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動の防止 ・土壤・地下水汚染対策 ・有害化学物質対策 ・環境放射線の監視 ・環境コミュニケーションの推進
	自然と共生した社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保護 ・野生生物の保護 ・自然とのふれあいの推進 ・水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出 ・自然との共生おかやま戦略の推進
推進目標	参加と協働による快適な環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・協働による環境保全活動の促進 ・環境学習の充実 ・景観の保全と創造
	環境と経済が好循環する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン成長の推進 ・環境に配慮した事業者の育成・拡大 ・環境影響評価の推進

出典：「新岡山県環境基本計画 第 2 次改訂版（エコビジョン 2020）」（平成 29 年、岡山県）

イ. 岡山県自然保護基本計画（第4次）

岡山県では、郷土の自然を保護することを県政の基調として確立し、自然と調和した生活環境を創造することを決意して「岡山県自然保護条例」（昭和46年岡山県条例第63号）を制定し、それに基づいて「岡山県自然保護基本計画」を昭和47年に策定し、数次にわたる改訂を行っており、自然との共生を目標に平成23年に「岡山県自然保護基本計画（第4次）」を策定した。計画の構成については表3.2.8-30のとおりである。

この計画に基づき、保護施策を計画的に推進するとともに、県や市町村をはじめ、ボランティア、自然保護団体、NPO、民間事業者等を含む全ての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組を行う体制づくりを進める。

表3.2.8-30 岡山県自然保護基本計画の施策体系

基本方針	施策
豊かな自然環境の保護	<ul style="list-style-type: none">・自然公園等の保護・地域の特色ある自然環境の保護・多様な生態系の保全・自然との調和に配慮した事業活動
野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none">・希少野生動植物の保護・野生鳥獣の保護管理・移入種等の対策・生息・生育環境の保全
水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	<ul style="list-style-type: none">・多様で健全・安全な森づくり・河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全・身近なみどりの創出
人間が守り伝える自然の豊かさ	<ul style="list-style-type: none">・指導者・ボランティアの育成・自然環境学習等の推進・自然とのふれあいの場の確保・生物多様性を支える基盤づくり

出典：「岡山県自然保護基本計画（第4次）」（平成23年、岡山県）

(b) 真庭市の政策

ア. 第2次真庭市環境基本計画

真庭市では、平成20年に策定した「真庭市環境基本計画」にて、「四季折々の自然と共生する高原と森と清流の美しいまち」を掲げ、清流・森林・草原・里山などの自然環境を総合的に保全する施策を定めた。そして平成30年に「多様性と循環性のあるまち」を基本目標と定め、「第2次真庭市環境基本計画」を策定した。目標達成にむけて6つの施策の柱を定めており、それぞれの主な施策は表3.2.8-31のとおりである。

また施策の柱の一つである「再生可能エネルギーの推進」において、「市内にある様々な資源（水、風、太陽等）のさらなる有効活用の検討が重要」と位置づけている。

表3.2.8-31 第2次真庭市環境基本計画の施策

施策の柱	推進する主な施策
安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none">・清らかな水環境の保全・騒音・振動・光害・不法投棄などの公害対策・環境衛生施設の適切な管理運営
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none">・ごみの発生・排出抑制の推進・廃棄物の資源化の推進・新たな資源の地域内循環活用の検討
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">・生物多様性の重要性への理解醸成・里山などの二次的自然の適切管理・生態系を活用した防災減災対策の検討
再生可能エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none">・真庭市に適したエネルギー自給の検討・地球温暖化防止の取り組み推進・市民との共同事業の検討
協働による環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・情報提供による関心の喚起・行動変革と活動参加・人材の育成
関係人口の増加	<ul style="list-style-type: none">・自然資源の再発見・再認識・自然を生かした市外の方との関与機会の増加・環境団体・環境人材の育成

出典：「第2次真庭市環境基本計画」（平成20年、真庭市）

イ. 真庭市生物多様性地域連携保全活動計画

真庭市では、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」（平成 22 年法律第 72 号）に基づき、生物多様性の保全、保全活動を通じた地域づくり、地域独自のエネルギー循環システムの寄与、多様な主体が関わる地域連携の構築を目的として「真庭市生物多様性地域連携保全活動計画」を平成 26 年に策定した。

将来あるべき姿として掲げられた 5 つの目標と、その目標に応じた個別の具体的活動として 11 の個別計画は表 3.2.8-32 のとおりである。

表 3.2.8-32 真庭市生物多様性地域連携保全活動計画の目標と個別計画

目標	個別計画
<ul style="list-style-type: none">・中国山地の山々や蒜山高原の自然環境及び地域景観の保全・森林資源の有効利用による循環型地域社会の形成と健全な森林環境の再生・多様な人々による里地里山環境の整備活動による生物多様性の保全・旭川上流水系における多様な生き物が棲む水辺や溪流環境の保全・石灰岩地や蛇紋岩地など地域でも特異的な要素を持った自然環境の保全	<ol style="list-style-type: none">1. 真庭の原風景を残そう！ -鳩ヶ原草原の保全-2. 虫たちに出会う -スキ一場で草っチャオ！-3. トンボの森づくり -津黒の里山ビフォーアフター-4. 浜子でアミーゴ！ -谷津田エコアップ作戦-5. よみがえる山王湿原 -湿原エコアップ作戦-6. 民学官連携、魅せる湿原再生 -津黒高原湿原再生-7. 静かな湖畔の森の陰から野鳥を探そう♪8. 川の王者 -ハンザキ大明神を追う！-9. 今年もいるかな？旭川の水鳥たち10. 魚たちからの伝言“川へおいでのよ”11. 湿原の底力！内海谷湿原の再生

出典：「真庭市生物多様性地域連携保全活動計画」（平成 26 年、真庭市）

(c) 関係法令等による規制状況のまとめ

対象事業実施区域及びその周囲について、関係法令等による規制状況を表 3.2.8-33 に示す。

表 3.2.8-33 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無 真庭市	対象事業 実施区域
土地	都市緑地法	緑地保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	都市計画法 真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	風致地区 抑制区域	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×
		水域類型指定	○	×
	大気汚染防止法	総量規制指定地域	×	×
	騒音規制法	区域指定	○	×
	振動規制法	区域指定	○	×
	悪臭防止法	区域指定	○	○
	水質汚濁防止法	総量規制指定地域	○	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	上乗せ排水基準（河川等水域）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法 岡山県環境への負荷の低減に関する条例	適用区域	○	○
		排出基準等(大気汚染、騒音・振動)	○	×
		土壤汚染及び地下水汚染にかかる基準	○	○
	岡山県立自然公園条例 土壤汚染対策法	公共用水域への排水基準を定める特定施設	○	×
		要措置区域	×	×
	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	農用地土壤汚染対策地域の指定	×	×
	工業用水法	指定地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	○	×
		国定公園	×	×
	岡山県立自然公園条例 自然環境保全法	県立自然公園	○	×
		原生自然環境保全地域	×	×
	岡山県自然保護条例 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	自然環境保全地域	○	×
		鳥獣保護区	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	世界文化遺産・自然遺産	×	×
		生息地等保護区	×	×
	岡山県希少野生動植物保護条例 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	生息地等保護区	×	×
		条約湿地	×	×
	水産資源保護法	保護水面	×	×
文化財	文化財保護法 岡山県文化財保護条例	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	×
		埋蔵文化財包蔵地	○	○
	真庭市文化財保護条例	県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	-
国土防災	森林法	国有林	○	×
		保安林	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	○	×
		土砂災害警戒区域	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	×
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法に基づく指定区域	○	×

注 1：表中「○」は指定あり、「×」は指定なし、「-」は位置が非公表であり指定の有無が不明であることを示す。

3.2.9 その他の事項

(1) 対象事業実施区域及びその周囲における稼働中及び計画中の太陽光発電所の状況

「環境アセスメントデータベース」（令和2年10月閲覧、環境省HP）によると、対象事業実施区域周囲において、環境影響評価手続が必要となる規模の稼働中及び計画中の太陽電池発電所は存在しない。